

第1編



衆議院本会議場（東京）下、模擬投票をする高校生（2015年、東京）右、会見するアウン＝サン＝スーチー氏（2012年、ミャンマー）上、戦車を取り囲む反政府デモの民衆（2011年、エジプト）左



現代の政治

1 政治とはなにか

政治の意義と機能

古代ギリシャの哲学者アリストテレスは、「人は政治的動物」と述べている。彼によれば、人間は、

ポリス(政治体)を離れて生活することはできない。それは、人間のもつ自然の性質である。しかし、人々の住む社会は、すべて同じだというわけではない。社会のなかには、意見や利害の対立がある。その対立を調整して、社会の秩序をつくり、共通の利益を実現していくことで、人間は共存していくことができる。このような人間の営みが政治であり、その結果生まれる慣習・法律・制度は、それぞれの社会によって異なる。古代ギリシャでは、どうすれば、人間はよりよい社会をつくることができるのかが追求された。「ポリス的動物」のもう一つの意味は、人間は、よりよい社会をつくるために、その能力を発揮することができるし、発揮しなければならないということである。

「ポリス」を、広く、人間が所属する集団や組織とみなすならば、人間はどこにおいても、政治をおこなっているといえる。

権力と自由

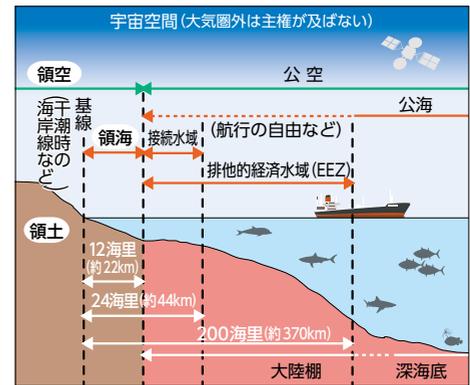
人々の間に秩序を形成し維持するために行使される力を権力とよぶ。人によって価値観や利害に違いがある。

したがって、特定の価値や利害の実現を目的として権力が行使されるとき、それは自分の価値や利害に反するという意味で、不自由なこととして受け止められる。自由を勝ち取るために権力への抵抗が起こることがある。しかし、自分たちの間にある対立がなくなり、生命や財産の安全が保たれるならば、人は不自由ではあっても権力に従う場合もある。

民主政治は、民衆が決定をおこなう権力者であるという考えにもとづいておこなわれる。自分たちのことを自分たちで決められるということは、自由の度合いが高いということでもある。しかし、社会の意思を決定する場には対立がもちこまれる。人間が自由であるためにはそれはさげられない。

▶ 1 民主政治 民主主義とか民主政治と訳されている democracy という言葉は、ギリシア語の demos (民衆、人民) と kratia (権力、支配) に由来する。それは、君主や貴族の権力・支配に対して、民衆の支配を意味していた。今日では、「国民主権の政治」を意味している。

ゆえ、自由を尊重しながら、対立を合意にかえる技術が必要になる。自由は権力行使の技をみかくことでも保障されるのである。



1 国家の領域(領土・領海・領空の範囲)

● 多数決の原理と少数者の尊重 ●

集団のなかでの意思決定を多数決でおこなう方法がある。本来ならば、集団を構成する全員の満足が得られるように全員一致で決定するのがのぞましい。しかし、現実にはそれは

むずかしい。そこで、意見の対立がある場合、多数者の意思を全体の意思とみなして決定をおこなうのが多数決の原理である。

多数決は、一人もしくは少数の人間が意思決定をおこなうよりも、多数の人々が決めるほうが、集団の同意を得られるという前提に立っている。

しかし、多数決による決定が全体の利益を実現できないこともあるし、決定に反対した少数の人々の権利や利益を侵害することもある。多数者はその場合、少数者の意見に耳を傾けるとともに、自分たちの意見を再考することが求められる。そのためには、できるだけ時間をかけて、集団のなかの意見の対立を合意へと導く努力が大切である。

社会のなかに、民族、人種、宗教、言語などをめぐって対立がある場合、その対立が深刻になれば、暴力的な対決になったり、分離独立を求める声が高まったりする。カナダでは、先住民族の権利、宗派学校の権利、少数派言語教育権を憲法で保障している。

国家と主権

政治は、国家と結びつけて理解されることが多い。国家は、一定の領域(領土・領海・領空)と、そこに住む人間(国民)を意味するのと同時に、領域と領民に対して排他的・独占的に支配する権力をも意味する。このような権力を主権という。主権をもつ国家(主権国家)は、近代のヨーロッパで成立し、20世紀には世界的に広がった。

▶ 2 主権 通常、領域・国民・主権を国家の3要素という。主権とは、国家権力の最高性・独立性を示す用語で、フランスの政治思想家ボダン(1530~96)が『国家論』のなかで、はじめて体系的に論じた。今日では、①国家のもつ権力の対内的な最高性と対外的な独立性、②国政についての最高の意思決定権、という意味で用いられる。後者の意味での主権は、国民主権と君主主権とに分けられる。



2 NGOの活動 エボラ出血熱感染 (→ p.107) が拡大するシエラレオネで活動する国境なき医師団 (2014年)



3 イスラム過激派組織 ISIL (→ p.104) への制裁強化決議を採択する国連安全保障理事会 (2015年12月, アメリカ・ニューヨーク)

国家の主権による自由や人権の保障も、法律の施行も、それがおよぶ範囲は国境線までである。われわれの日常生活にかかわる道路・住宅・環境の整備や、教育・医療・年金・福祉・治安などは、一国の政府が、その国民に対して責任をもつ業務である。他方、国家は軍事や外交によって、対外的な平和や安全を確保する。

政治の境界線

現代では、主権の最高性・独立性が弱まり、主権国家の限界が明らかになってきた。地球化(グローバル化)、相互依存・相互浸透(ポータレス化)といわれているように、経済活動、環境、人権や安全保障において、一国家だけでは解決できない問題が増えてきている。そのため、国境をこえた**非政府組織(NGO)**や**多国籍企業**の活動、**国際組織**による介入や仲介、諸国家間の協力と協調などが不可欠となっている。国家の内側をみれば、まず、分権化の推進により、地方自治体(地方政府)がおこなう政治の役割は大きくなってきている。また、少数民族による自治・分離を求めるうごきも活発になっている。このように、世界中で「地球化」と「地域化」が進行するにつれて、国家の役割は減少してきているし、主権の絶対性も見直されてきている。

▶ 1 **非政府組織(NGO)** 民間人、民間団体がつくる機構。国内外の社会で、人権・貧困・環境などの問題に自発的に、政府から自立して取り組み、とくに国際的活動が注目されることが多い。アムネスティ・インターナショナル、国境なき医師団(MSF)などが知られている。国際連合をはじめとする国際組織とよばれるものが政府間組織(IGO)をさすのに対比した用語。

2

法とはなにか

政治と法の接点としての立法

国家が国内にある問題を解決しようとするとき、その重要な手段となるのが**法律**である。法律には強制力が備わっており、裁判所などの国家機関が、違反した者を処罰したり、現実の紛争にあてはめて裁定をおこなったりしている。そのため、法律の内容は人々の利害関係に大きくかわる。どのような法律をつくるべきか、その法律において誰のどのような権利をどこまで保障すべきか、などといった点において国民の間に大きな対立がおこることが少なくない。国民の選挙によって組織された国会が、民主的な手続きにのっとり法律を定めることになっているのは、人々の生活に対する法律の影響力の大きさがあるなかで、適切な利害調整をおこなうためである。憲法を頂点とする法というものの大きなまとまりのなかで、国会により法律が制定・改廃される。これを**立法**とよぶ。

法と慣習・道徳

人々の間で紛争の発生を予防したり、おこってしまったトラブルを解決するために用いられている**ルール**や**行動原理**は、法律だけではない。友人同士の間でも、たとえばどんなときに携帯電話で連絡をとってよいのか、いけないのか、だいたいの決まりごとがあるだろう。それは法律で禁じられていることにもとづくものではない。このように、人々の集団生活のなかにおいて、どのように考えるべきか、どう行動するべきかに関して成り立っている**規範**のことを**規範**とよび、地域社会や一つの国のレベルで共有されている規範を**社会規範**とよぶ。

そうした社会規範のなかには、法規範とは違った妥当のしかたをするものがある。「エスカレーターで立つときには片側に寄ろう」という決まりごとは、人々の行動が反復することによって自然にできあがってきた。こうした継続的反復による規範を**慣習**とよぶ。誰が決めたわけでもないのだから、たとえば東京では左側、大阪では右側に立つように、地域などによって内容がずれたりする。そして、慣習に違反した場合、人々ににらまれるという罰しなくわえられない。



1 地域で異なるエスカレーターでの立ち方 (大阪市)

1 日本国憲法制定までの道のり

大日本帝国憲法 (明治憲法)の制定

明治政府は、近代国家の建設をめざして富国強兵・殖産興業のスローガンを掲げたが、藩閥による中央集権

的な官僚政府であったため、国民から選挙で選ばれる議員による議会の開設などを求める自由民権運動が高まった。

政府はこの運動を弾圧する一方で、1890年に第1回帝国議会を開催することを約束したため、その前に憲法制定作業を急ぐこととなった。欧米諸国の憲法を調査し、君主主権の強いプロイセン(プロシア)憲法をモデルとして、帝国議会開催の前年に大日本帝国憲法を發布した。これは天皇が制定する欽定憲法であり、日本を立憲君主制の国として位置づけることになった。

大日本帝国憲法の特色

明治憲法の特色として以下のようなものがあった。

1) 天皇主権 天皇は神聖不可侵のものとされ、国家元首として統治権の総攬者と位置づけられた。立法・行政・司法の三権に大きな力をもつほか、天皇大権をもち、とくに軍隊の指揮・命令権について議会や内閣の統制をうけない統帥権の独立は、のちに軍部の独走を許すこととなった。

2) 「臣民の権利」の制限 国民は臣民とされ、その権利は天皇からあたえられるため、天皇の緊急大権などによる国民の権利の制限も可能だった。また「法律ノ範圍内ニ於テ」認められるという法律の留保があったことから、治安警察法・治安維持法などによって容易に制限された。

▶ 1 自由民権運動 人民の権利や自由の拡大をめざした政治運動。板垣退助らの「民撰議院設立建白書」(1874年、明治7年)に始まる。

▶ 2 憲法制定作業 起草にあたったのは、伊藤博文・井上毅らであるが、政府とは別に民間でも私擬憲法といわれる憲法草案がつくられた。植木枝盛の「東洋大日本国憲法」や千葉三郎の「日本帝国憲法草案」(五日市憲法草案)などが有名であり、積極的に人権保障などを規定するものも多かった。

▶ 3 欽定憲法 これに対して国民が制定するかたちの憲法を民定憲法という。

▶ 4 天皇大権 天皇が帝国議会の関与なしに行使できた権限のことで、統帥権の他にも戒厳、官吏の任免、議会の召集・解散・閉会、条約の締結などがある。

▶ 5 治安維持法 1925年に反天皇制の運動や共産主義の取り締まりを目的に制定された法律。その後1928年の緊急勅令で死刑などが導入され、1941年には思想犯の再犯防止に予防拘禁制が追加されるなど、二度にわたって刑や取り締まりが強化されていった。

3) 協賛と輔弼 政治機構は三権分立のかたちをとっていたものの、立法権は天皇のもので、帝国議会はその協賛機関であり、各国务大臣は天皇のもつ行政権を輔弼する立場であった。地方行政も中央政府の命を伝達するだけで、憲法上にもその規定がなかった。

このように大日本帝国憲法は外見上、国民の権利規定や権力分立制などを取り入れ、近代民主主義の形態であったが、実質は天皇主権を基本原理とした外見的立憲主義であった。

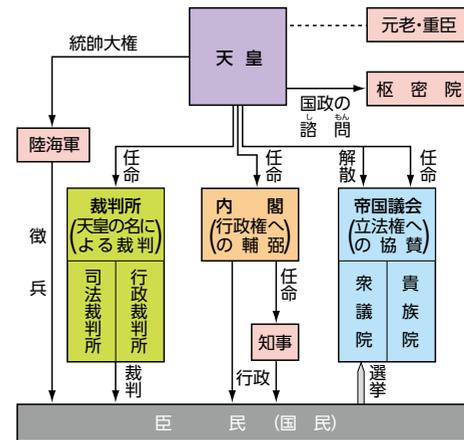
大日本帝国憲法下の政治

大日本帝国憲法のもとでの政治は、官僚と軍部が支配する行政優位の体制で、議会の地位は低かった。

それでも、大正から昭和初期(1910年代~1920年代)にかけて、比較的に立憲主義的な政治がおこなわれた時期があり、大正デモクラシーとよばれた。この時期は普通選挙制と政党内閣の実現がめざされ、1918年の原敬内閣以降、政党内閣の時代がつづき、25歳以上の男性に財産の制限なく選挙権をあたえる普通選挙制が法制化された。

ところが、普通選挙制の実現と同時に制定された治安維持法は、共産主義者のみならず自由主義者や宗教家にも適用されるようになり、国民の言論の自由をうばう結果となった。また1930年代になると政党内閣が消えて、軍部出身者による内閣や、対立する政党も包含する挙国一致内閣が登場した。これらのことが軍部の独裁や軍国主義の政治体制への転換につながり、日本は日中戦争、アジア太平洋戦争(太平洋戦争)に突入していった。

▶ 6 国务大臣と内閣 大日本帝国憲法には、国务大臣についての規定はあるが、内閣についての規定はない。内閣は組織されていたが、憲法上の保障がなかったといえる。内閣の長たる首相に、きまった権限はなかった。



1 大日本帝国憲法下の政治機構



2 大日本帝国憲法發布の日 憲法発布式典ののち、皇居前を通る天皇の行列のようす。(江戸東京博物館蔵)

1 平和主義思想の系譜



1 沖縄県民総決起大会 1995年9月に沖縄でおきた米兵による少女暴行事件をきっかけに、米兵による犯罪の根絶、基地の整理・縮小などを求める県民総決起大会が開かれた。(1995年10月、宜野湾市)

第9条の発案者の1人とされる幣原喜重郎国務大臣の発言

実際此ノ改正案ノ第9条ハ戦争ノ放棄ヲ宣言シ、我が国ガ全世界中最モ徹底的ナ平和運動ノ先頭ニ立ッテ指導的地位ヲ占ムルコトヲ示スモノデアリマス。(中略)

今日ノ時勢ニ尚国際関係ヲ律スル一ツノ原則シテ、或範囲内ノ武力制裁ヲ合理化、合法化セムスルガ如キハ、過去ニ於ケル幾多ノ失敗ヲ繰返シ所以デアリマシテ、最早我が国ノ学ブベキコトデアリマセヌ。文明ト戦争トハ結局両立シ得ナイモノデアリマス。文明ガ速カニ戦争ヲ全滅シナケレバ、戦争ガ先ズ文明ヲ全滅スルコトニナリマシヨウ。私ハ斯様ナ信念ヲ持ッテ此ノ改正案ヲ起草ノ議ニ与ッタデアリマス。



(1946年8月、貴族院本会議)

戦争違法化の潮流

日本国憲法前文は、日本国民が「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」とともに、恒久の平和への決意を述べている。そして、「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」と宣言し、平和的生存権を規定している。

この前文の決意と理念を具体化するために、第9条で戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認を定めている。このため日本国憲法は、もっとも徹底した非戦・非武装平和主義と、平和を人権としてとらえる平和的生存権の承認という2点において、世界の憲法史に前例をみない画期的な意義をもつ平和憲法といわれている。

平和的生存権は、自由権や社会権の保障も平和のなかで生きていかなければ

▶1 平和的生存権 この規定は、チャーチル英首相とローズヴェルト米大統領が1941年に発表した大西洋憲章の「この地上のあらゆる人間が、恐怖と欠乏からの自由のうちにその生命を全うするための保障となる、平和を確立することを願う」(第6項目)という文言に由来する。(→ p.93)

▶2 平和憲法 戦争の制限を定めた憲法には、フランス革命時のフランス憲法(1791年)、第一次世界大戦後のスペイン憲法(1931年)、第二次世界大戦後のイタリア憲法(1947年)などがある。

戦争の放棄や軍隊をもたないことを盛り込んでいる各国憲法

コスタリカ共和国憲法

第12条 ①恒久の制度としての軍隊は廃止する。②公共秩序の監視と維持のためには、必要な警察隊を組織することができる。

ドイツ連邦共和国基本法

第4条 ③何人も、その良心に反して、武器をもってする戦争の役務を強制されてはならない。…

第26条 ①…侵略戦争の遂行を準備するのに役立ち、かつ、そのような意図をもってなされる行為は、違憲である。…

ば意味をなさない、という点で、もっとも根源的な人権であり、「人権のなかの人権」とみなすことができる。現在、国際連合などを中心に、国際的にもこうした理念が広がりつつある。

第一次世界大戦後の不戦条約(ケロッグ-ブリアン条約)以後、戦争を違法なものとして制限・禁止しようとする戦争の違法化のうごきが強まり、戦争を放棄した憲法が各国で制定された。しかし、これらはいずれも侵略戦争や「国家の政策の手段」としての戦争を禁止したものであり、戦力の保持と交戦権は認めていた。

これに対して日本国憲法は、いっさいの戦争を無条件に放棄したのみならず、武力の行使と武力による威嚇をも放棄し、それを保障するために、戦力の不保持と交戦権の否認を規定した。これは、戦争の違法化を一步おしすすめた点で先駆的なものである。

日本国憲法がめざす平和主義

日本国憲法が掲げる平和主義は、平和を實現するために私たちが取るべき行動を示し、この積極的な行動から、日本と日本国民の平和と安全が確保されるという考えにもとづいている。そのため、日本国憲法は、平和を實現するためのしるしを示したり、戦争はもとより、紛争、武力衝突や対立などの停止や、緩和に向けた行動をはたらきかけるよう求めているのである。日本国憲法は、国際法上の戦争はもとより、実質上の戦争も、戦争を誘発する武力による威嚇までも禁止したとされる。

*1 「戦争」は「宣戦布告」または「最後通牒」により戦争の意志が示され、戦時国際法の適用を受けるものすべてをふくむ。また「武力の行使」は、宣戦布告なしの武器使用などを、「武力による威嚇」は、実力を背景として自国の主張を相手に認めさせることをいうとされる。

▶3 平和憲法の意義 1999年ハーグ市民平和会議で「日本の第9条をみない、各国議会は自国政府に戦争をさせない決議をすべきである」とする文書が採択された。世界のNGOに憲法第9条の価値が認識された意味は大きい。日本でも2004年、ノーベル文学賞を受賞した大江健三郎氏ら9人のよびかけで「九条の会」が発足し、平和憲法の意義などを訴えている。

平等と差別をめぐる問題

憲法に法の下での平等が規定されていても、それだけではすべての差別がなくなるわけではない。今日の日本でも、解消すべき数多くの差別が存在する。

1) **部落差別** 歴史的に形成され、近世に制度化された**部落差別**は、解消をめざす運動がねばり強く展開されてきたにもかかわらず、日本国憲法施行後5も長らく残り、放置されてきた。1965年の同和对策審議会答申は、部落差別の解消を強く訴え、これにもとづき、**同和对策事業特別措置法**・**地域改善対策特別措置法**などの立法が講じられ、同和对策事業がすすめられた。その成果もあり、部落差別解消は大幅に前進したが、就職や結婚での差別や偏見は今日も完全になくなってはいないといわれる。

2) **女性差別** 第二次世界大戦後、日本国憲法に先んじて女性にも選挙権を認める選挙法改正がなされ、さらに日本国憲法の理念にのっとって民法が改正された(1947年)。しかしその後も、社会において女性は差別されつづけ、「男は仕事、女は家庭」という固定的な**性別役割分業**の考えは根強く残った。こうしたなか、男女平等をめざす日本国内での女性を中心とする**運動**や、**国連女子差別撤廃条約**の採択の影響をうけて、父系血統主義から父母両系血統主義をとるよう**国籍法**が改正され(1984年)、職場における男女平等の基本的事項を定めた**男女雇用機会均等法**が制定された。女性も男性も働きやすい職場をつくるための法律として、男女いづれにも育休をとることを認める**育児休業法**も制定され、のちに**育児・介護休業法**へと改正されている。

判例 3 逸失利益の算定基準と男女平等

交通事故死の損害賠償請求訴訟で、賠償額は被害者の逸失利益(生きていれば将来得られたはずの利益)を基準とするが、未就労者の逸失利益については、長らく男女別の平均賃金をもとに計算されていたため、結果的に女子の賠償額がかなり低く算定される判決が多かった。

2000年7月、奈良地裁はこのような慣例を「男女差別」とはじめて明言し、女性も男性と同じ選択肢をもつようになった時代の流れにもふれ、女子の逸失利益の算定に男性をふくむ全労働者の平均賃金を用いるのが合理的との判断を示した。そして、2002年に最高裁も、中学2年生の女子が交通事故で死亡した事件について、全労働者の平均賃金にもとづく算定方法を認める判決を下した。

▶ 1 **部落差別の問題** 同和对策審議会は1965年、同和对策の早急な解決を「国の責務・国民的課題」と認め、社会的・経済的諸問題を解決するための基本的方策について答申した(「同和」とは「同胞一和」の略語)。この答申にもとづき69年に同和对策事業特別措置法が定められ、生活環境の改善、教育の充実などに関する事業と財政措置が講じられた。これらの施策は、地域改善対策特別措置法などにより2002年まで引きつがれた。また2016年には新たに部落差別解消推進法が成立した。

このような社会の変化と相互に影響をあたえつつ、女性差別を打破し、女性の権利実現をめざす思想である**フェミニズム**や、女性の視点から既存の学問を問い直す**女性学**も発展していった。

1999年には、**男女共同参画社会基本法**が制定され、それにもとづく施策をどうすすめるかが課題である。また、**婚姻適齢**の男女差の解消や**選択的夫婦別姓**の実現などをふくむ**民法改正**は長く懸案事項となっている。

3) **民族差別など** 第二次世界大戦前の日本の植民地政策に由来する在日韓国・朝鮮人に対する差別や、北海道を中心に居住する**アイヌ**などに対する差別も解決されなければならない問題である。

この他、障がい児・障がい者、ハンセン病の元患者、性的少数者(LGBT)などに対する差別や偏見の解消も私たちの課題である。

判例 4 女性差別をめぐる裁判

女性差別に対する異議申し立ては、裁判闘争や大衆運動など、さまざまなかたちをとった。一連の裁判闘争のなかで、住友セメント事件では、東京地裁が「結婚退職制」を定める労働協約などは、民法第90条の「公序良俗」に反するとして無効の判決を下し(1966年)、日産自動車事件でも、最高裁が男女の定年に5歳差をつけている就業規則の規定は性別による不合理な差別であるとし、無効とした(1981年)。また、妊娠・出産した女性に対する同意のない降格人事(マタニティーハラスメント)についての裁判では、男女雇用機会均等法に違反するとして最高裁が高裁へ差し戻し、広島高裁は、女性への損害賠償を事業主に命じた(2015年)。

判例 5 国籍法違憲訴訟

日本の国籍法では、外国人の母と日本人の父の間に生まれた嫡出でない子(婚外子)は、父が出生後に認知しただけで、くわえて父母が婚姻して(準正による)嫡出子にならない場合は日本国籍を取得できなかった。この規定に関して、それらの子にいちじるしく不利益をあたえるとして訴えが提起され、最高裁は国籍法のこの規定を憲法第14条に反するとして(2008年)。

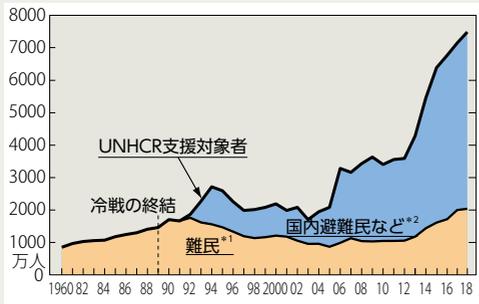
▶ 2 **女性学** フェミニズムや女性学が普及するなかで、社会的文化的な性差であるジェンダーや、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)といった考え方も広がっていった。

▶ 3 **民法改正と最高裁** 最高裁は、夫婦同姓を定めた民法の規定について、自分の意思にかかわらず改姓を強制されるわけではないこと、夫婦がいずれの姓を称するかを協議にゆだねていることなどから、これを合憲とした。一方、女性についてのみ6か月の再婚禁止期間を定めていたことに関しては、父子関係の確定に必要な100日を超える部分について、立法目的との関係で合理性を認められないとして違憲とした(2015)。

▶ 4 **アイヌ差別と法律** アイヌ民族に同化を強要してきた北海道旧土人保護法(1899年制定)が1997年に廃止され、同年**アイヌ文化振興法**が制定された。衆参両議院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(2008年)も受けて、2019年、アイヌを先住民族と明記した**アイヌ民族支援法**が制定されたが、アイヌの先住権は現在も認められていない。

▶ 5 **性的少数者(LGBT)と同性婚** 性的少数者とは、同性愛者(Lesbian, Gay)、両性愛者(Bisexual)、性同一性障害(Transgender)の人などをさす。同性愛者の結婚を認める国は欧米を中心に少なくない。2015年には日本でも東京都渋谷区が、条例にもとづき、同性愛のカップルに対して、男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備えた「パートナーシップ」の関係を証明することを始め、東京都世田谷区も同様の施策をとっている。

難民認定者数の推移



UNHCR 支援対象者のみで、UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）の援助下にあるパレスチナ難民（約 500 万人）はふくまない。2007 年から難民や国内避難民として認定をうけていないが、それに相当する状況にある人々をふくむ。

* 1 自国を逃れ他の国の保護をうけている者。

* 2 庇護希望者や帰還民、無国籍者（統計の調査の改善により増加）などをふくむ。

（『世界国勢図会』2019/20 年版）

3) 難民 政治的理由などによって本国で迫害をうけ、他国に逃れた難民の保護は、今日、国際社会において大きな課題となっている。日本は 1970 年代後半以降、インドシナ難民を受け入れ、1980 年代はじめに難民条約・難民議定書¹⁹⁵¹に^{おがた}くわり、難民認定にかかわる入管法も制定された。また、緒方貞子¹⁹⁶⁷が 1990 年から 10 年間、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) で高等弁務官を務めたことも、難民に対する日本社会の関心を高めた。

しかし、これまで日本は難民保護に必ずしも積極的とはいえず、庇護希望者の受け入れ数・難民認定者数ともに先進国のなかでは少ない。また、認定された難民のかかえる住居・医療・教育・就労など、生活上の困難に対する支援も十分とはいえない。それは政策的な課題であるとともに、私たちの難民に対する無知や偏見のあらわれであるともいえよう。

あらためて国家と人権の関係を考える

これまで、日本国内の外国人(在日米軍関係者を除く)は、入管法と外国人登録法によって二元管理されている

判例 1 ヘイトスピーチをめぐる裁判

民族学校を攻撃する、ヘイトスピーチをとまなう示威活動や、その映像のネット上での公開について、京都地裁は、名誉毀損となり、また人種差別撤廃条約上の「人種差別」に該当するとして、学校側の損害賠償請求と、同校周辺における示威活動をおこなうことの差し止め請求を認めた。最高裁も被告側の上告を退け、判決が確定した (2014 年)。

▶ 1 ヘイトスピーチ 近年、大阪や東京などで、在日外国人への差別をおよぼす、街頭での宣伝活動(ヘイトスピーチ)がおこなわれ問題化している。日本にはこのような行為を直接に禁じる法律がなく、2014 年に国連人権規約委員会や人種差別撤廃委員会から、法的規制をおこなうよう勧告された。これを受けて 2016 年、ヘイトスピーチ解消法が制定された。

たが、2009 年に入管法が改正され、2012 年から一元的な在留管理制度に移行した。

今後、在日外国人に関する法律を、国際化時代にふさわしいものにいっそう改善していく必要がある。また、「国籍とは何か」「国境はなぜ必要か」「日本人とは誰の何か」などについても根本的に考えてみたい。

日本の永住者の約半数を占める特別永住者の存在は、日本がかつて朝鮮半島や台湾を植民地として支配したこと由来する。日系外国人の来日や定住の背景の一つには、日本と本国との経済的な格差がある。在日外国人について議論する際には、なぜ彼らが日本にいるのか、その歴史的経緯や経済的・社会的理由をきちんと理解する必要があるだろう。

医学・医療の進歩と人権

生命科学や医療技術の急速な進歩にともなう考え方(自己決定権)がある。臓器移植、安楽死・尊厳死、自殺、人工妊娠中絶、代理母・代理出産など、生命倫理に関する主題の多くが自己決定権にかかわる。これらを憲法上どう位置づけるかは課題である。

かつて医療現場では医療者が最善と考える治療を一方的に施すことが当然視されていたが、近年はインフォームド・コンセント(十分な説明にもとづく同意)が欠かせなくなっている。そして、その背景には、患者が自らの治療のあり方を選択・決定できるとい

* 1 2000 年、ヒト・クローン規制法が制定され、たとえばクローン人間をつくり出すことは禁じられている。

* 2 日本では、臓器移植法(1997 年制定、2009 年改正)が、「脳死した者の身体」からの臓器摘出を認めているが、脳死を一律に人の死と認めただけではない。

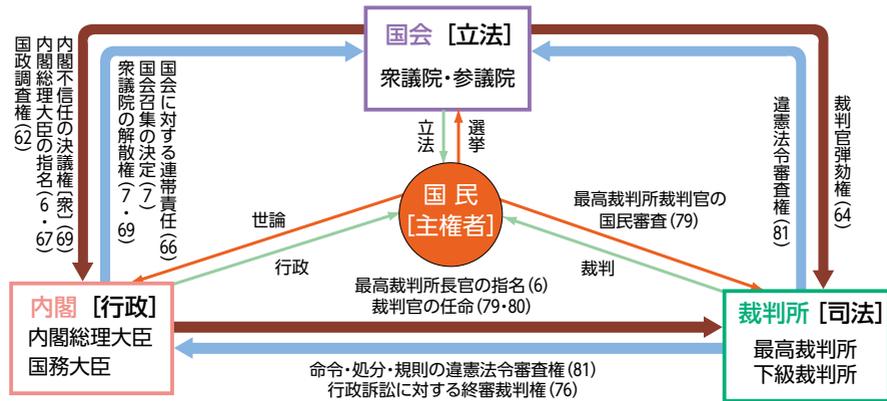
判例 2 自己決定権と医療行為

1998 年、東京高裁は、輸血への同意権を自己決定権に由来すると述べ、患者の同意を得ないで医師が輸血をおこなったことを違法とした。最高裁は自己決定権には言及しなかったが、高裁判決の結論を支持している。

判例 3 安楽死と尊厳死

安楽死について名古屋高裁は 1962 年、不治の病であること、苦痛が甚だしいこと、本人の真摯な嘱託または承認があること、医師の手によることなど、6 つの要件をあげて、罪にならないこともあるとした。また、95 年の東海大安楽死事件で横浜地裁は、医師による安楽死が認められる場合がありうるとしながら、本人の意思表示を欠いた、家族のみの同意による安楽死が殺人にあたるとした。

1 国会のしくみと機能



1 日本国憲法下の政治機構 () 内の数字は日本国憲法の条項数を示す。

国会の位置づけ

日本国憲法は第41条で「国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関である」と定めている。国会が立法機関であることを憲法上で保障するだけでなく、主権者である国民の代表が構成する国会を「国権の最高機関」とすることで、国民主権を保障し、国会が国政の中心(国会中心主義)であることを明示している。

国会の組織と権限

国会は衆議院と参議院から構成される二院制のシステムを採用している(第42条)。二院制は、審議を慎重におこなえる、選挙制度をかえることによってさまざまな人材を入れられる、衆議院の解散中には、参議院だけで国会の機能をはたすこともできる、などの利点がある。ところが、参議院における会派構成が衆議院と似ていると「衆議院のカーボンコピー」であるとの批判をうけ、衆議院と参議院の会派構成が異なると衆議院と参議院の議決が一致せず(ねじれ国会)、どちらが国民の意思を代弁するのかということや、国会としての議決に時間がかかって国会の機能が阻害されることなどが二院制の問題点として指摘されている。

国会には以下のような権限がある。

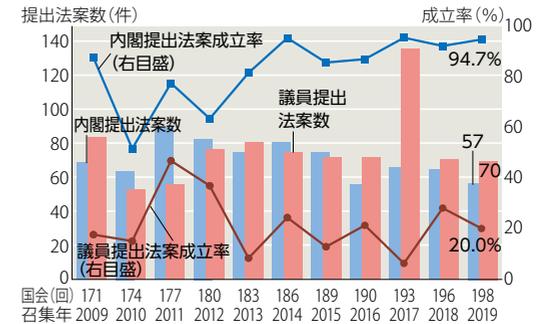
1) 立法府としての権限 国会は①法律の制定(第59条)、②予算の議決(第60条)や財政に関する議決(第83条)、③条約の承認(第61条)、④憲法改正

の発議(第96条)などの権限を立法府としてもっている。また、両議院は国政について証人の出頭・証言、記録の提出などを求める国政調査権(第62条)などの権限をもっている。

2) 行政府への権限 国会は、行政権をもつ内閣に対し、①委員会、本会議における質問権、②内閣の提出する予算の議決権、③衆議院による内閣不信任決議権(第69条)をもっている。これは内閣が「国会に対し連帯して責任を負ふ」(第66条3項)という議院内閣制を担保するものである。

3) 司法府への権限 国会は弾劾裁判所を設置し、不適切な裁判官を罷免する権限をもっている。これも三権分立の実現に寄与する。

国会は、通常国会(常会、第52条)、臨時国会(臨時会、第53条)、特別国



2 通常国会での議員立法数と内閣立法数の推移 内閣提出法案の成立率は、議員提出法案の成立率より常に高い水準で推移している。(内閣法制局資料)

議案の審議における委員会主義と衆議院の優越

議案は、各議院の議長に内閣から提出または所属議員から発議され、まず委員会*1で審議される。両議院には17の常任委員会と国会ごとに設置される特別委員会*2とがある。委員会*4で問題点の指摘や修正*2がおこなわれたのちに本会議で審議される。本会議で可決された議案は参議院に送付され、同じように審議されたのちに議決されるが、両議院の議決が一致しない場合や一定期間を*3おいて未議決の場合は、両院協議会が開かれる。それでも合意がなければ、予算議決・条約承認・首相指名の場合は衆議院の議決が国会の議決となるが、法律案の場合は衆議院で再議決し、3分の2以上の賛成があれば可決される。

- *1 議案は参議院から審議されることもあるが、予算案は衆議院が先議権をもっている。
- *2 場合によっては、当事者や学識経験者から意見を聞く公聴会が開かれる。
- *3 国会閉会中を除いて、予算・条約は30日以内、総理大臣の指名は10日以内に参議院の議決がない場合をいう。ただし法律案は60日以内に議決がないと否決したものとみなされる。
- *4 各議院10人ずつの議員で構成される。予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名などで両院の議決が異なったときには必ず開かれるが、法律案の場合の開催は任意である。

▶1 内閣不信任決議権 参議院にも内閣の責任を追及するための問責決議という方法があるが、法的な拘束力はなく、可決されても内閣が総辞職になるわけではない。

▶2 弾劾裁判所 まず、各院10人の議員で構成される裁判官訴訟追追委員会まづいで訴追が決定すると、両院7名ずつの国会議員が裁判員となって裁判がおこなわれる。

	任期	議員定数	選挙区	重複立候補	投票方法
衆議院	4年 (解散あり)	465	小選挙区選出 289名 比例代表選出 11区 176名	可	個人名を 自書 政党名を 自書
参議院	6年 (3年ごとに 半数改選)	248*	選挙区選出 45区** 148名 比例代表選出 1区 100名***	不可	個人名を 自書 個人名ま たは政党 名を自書

*2019年選挙から適用 **一部、2県をまとめて1区とする合区あり ***比例代表は、非拘束名簿式を基本に、あらかじめ政党がきめた順位に従って当選者がきまる「特定枠」を設ける

2 日本の選挙制度 比例代表選挙では、ベルギーの法学者ドントが提起したドント式という議席配分法が採用されている。①各政党の得票数を1, 2, 3...と整数で順に割り商を求め、②その商の大きい順に議席を定数まで配分する。

日本の選挙制度の課題

制度が改められても、解決すべき課題は残されている。第一に「一票の格差」を生む議員定数配分の問題がある。改善はみられるが、いまだ不十分である。憲法第14条の法の下での平等原則からいえば、格差は2倍未満がのぞましいとされる。

第二に、選挙運動の保障の問題がある。日本では選挙運動期間中の戸別訪問や、立ち会い演説会は認められず、文書配布も制限されている。これらは憲法で保障する表現の自由と逆行するものではないか、という指摘もある。

第三に、小選挙区比例代表並立制のもとでは、新しい政党が議席を獲得することは容易ではない。また、小政党は排除されがちになり、多様化する国民の意思が正しく議会政治に反映されるかどうか懸念される。

第四に、選挙権年齢の引き下げにともなう若者に対する主権者教育の問題がある。日本では2015年に公職選挙法が改正され、有権者は20歳以上から18歳以上に改められた。有為な公民として、若者の政治参加が期待されるとともに、能力と意欲をどのように高めるかが課題とされる。

第五に、カネの力で選挙を有利に展開させようとする「金権選挙」がいぜんとして後をたたないことである。「金権選挙」は、選挙人の買収や供応に結びつく場合が多く、徹底的な取り締まりが必要である。これらの課題を克服するための選挙制度改革は、引きつづき求められる。



3 一票の格差 衆議院議員総選挙での一票の格差(一票の価値の不等)が二倍をこえたと最高裁判所は違憲状態としている。最高裁判所は一人別枠制があることを問題視している。

4

現代民主政治の課題

世論とマス-メディア

現代の民主政治は世論と密接な関係をもちながら発達してきた。とくに今日の大衆民主主義の時代においては、世論が政策決定に大きな影響力をもっている。

5 政治と世論の関係を密接にさせた大きな要素の一つに、新聞、テレビなどのマス-メディアの発達がある。現代政治においてマス-メディアの機能は欠くことができない。政府・与党は国民の支持を得るために、国民は政府・政党の政策や動向を知るために、マス-メディアのはたらきを必要とする。

マス-メディアは、人々のなかに広く浸透して世論の形成にかかわる。それだけに、送り手が情報を操作して世論を誘導することも可能となる。たとえば、情報の伝達を操作・誘導することができる立場にある新聞社や放送局などは、「世論による政治」といわれる今日において大きな権力をもっている。さらに、マス-メディアの支配・統制は、世論の支配・統制につながる。マス-メディアのあり方は、民主政治を発展させることもおびやかすこともできる重要な要因となりえる。

一方、インターネットという新しい情報媒体の登場は、①権力によるマス-メディアの独占や情報統制、情報操作・誘導を困難にし、②情報の開示を促進させ、③双方向性という特性から世論形成に変化をもたらした、ともいわれる。世論を意識した政治は、ともするとポピュリズム(大衆迎合主義)におちいる危険がある。国民の高い政治意識が求められるゆえである。

政治的無関心と政治参加

マス-メディアの政治に対する影響力が強まっている半面、政治に対する関心が低下し、政治的無関心を示す人々が増える傾向にある。

- ▶ 1 世論 世論とは、ある問題に対して社会や集団のメンバーの間で共通にもつ集合的意見をさす。
- ▶ 2 第4の権力 マス-メディアは本来、三権(立法・行政・司法)をチェックする役割を担っているという意味をこめて、「第4の権力」ともよばれる。
- ▶ 3 マス-メディアの支配・統制 政府は電波法や放送法、それにもとづく放送免許の許認可権などによって、マス-メディアに対して大きな影響力をもつ。また、マス-メディアの大部分は私企業であり、大株主の意向にそった報道を余儀なくされたり、商業主義の立場からスポンサーの圧力をうけやすいとも指摘される。
- ▶ 4 マス-メディアの情報 マス-メディアなどの情報に対して、主体的に世論を形成するために、それらを批判的に読み解く能力(メディア-リテラシー)を身につけることが不可欠である。

2001年9月11日、アメリカで9・11事件(同時多発テロ)がおきた。わずかに十数名のイスラム主義を奉じる中東出身の若者が、超大国アメリカの金融と軍事の中枢を同時に襲い、約3,000人の犠牲者を出し、その悲惨なようすがテレビ中継されて、世界の人々に衝撃をあたえた。

アメリカのブッシュ(G.W. Bush) (Jr.)政権は、このテロをウサマ・ビン・ラーディンを指導者とする国際的イスラム集団アル・カーイダが実行したと断定し、アル・カーイダが拠点を置いていたアフガニスタンのタリバーン政権を軍事的に打倒した。また2003年には、イラクのフセイン(S. Hussein)政権が大量破壊兵器を保有する平和の脅威であり、テロ組織との関連もあると主張して、イラクを軍事攻撃し、同政権を打倒した。こうした戦争政策は、うけたテロ攻撃に対して全面戦争で反撃し、あるいはテロ攻撃をうける前に先制して戦争する非対称性を特徴とした。また、テロ攻撃側は自爆攻撃によって破壊効果を高め、米軍側は空爆と無人航空機によって人的コストの効率化を志向する点で非対称的である。

このテロと戦争との非対称性は、暴力の悪循環を生み出した。フセイン政権が打倒



4 アメリカ同時多発テロ 炎上する世界貿易センタービルとマンハッタンのビル群。(2001年9月11日)

されたイラクでは、アブ・バクル・アル・バグダディが指揮するイスラム過激派組織ISIL(イラクとレバントにおけるイスラム国家)が台頭し、さらに、2014年にはシリアの過半を勢力下におくにいたった。ISILは、世界各地から多くの若者を募集して戦闘要員とする一方、その支配地域では異なる宗派の人々を排除し、また、厳格な宗教戒律によって生活を規律している。そのためイラクとシリアは泥沼の内戦となり、大量の難民が出た。

*1 テロリズムは、元来フランス革命期の恐怖政治や、ロシア革命後の革命派と反革命派による政治行使など暴力で恐怖をかきたてる活動をさした。近年、動機や目的が多様化し、標的が要人から無辜の市民に、攻撃場所も高層ビル、航空機など、交通機関に拡大し、被害規模も大きくなった。そのため、暗殺、公共施設の爆破や占拠、人質を使った強要など、戦争の戦闘行為や合法的警察行動以外の暴力行使を広くテロリズムとよぶ。

*2 事件の実行犯は、イスラム世界の秩序転換を目標とし結びつき、国境をこえて連携した。そして、アメリカのイスラエル支援、イラクへの制裁、サウジアラビアの軍事駐留などを、「イスラム信仰の破壊」と受け止め、こうした「不正義」を米・イスラエルが力で押しつけていると主張した。アメリカとイスラエルへのテロ攻撃は、巨大な敵に対する「弱者の武器」と意味づけられる「聖戦」であり、自爆攻撃も「殉教」とみなされるため、神から祝福される、と解釈している。

また、1999年のコソボ紛争では、アメリカは他のNATO加盟国を主導して旧ユーゴを空爆した。これは国連安保理決議を経ない軍事行動ではあったが、アメリカが多数の国家の承認や協力のもとに軍事力を行使したケースであった。

それに対して2001年のアフガニスタン戦争は、米同時多発テロに対する報復爆撃であり、そして2003年のイラク戦争では、国連常任理事国の多くが反対し、また国際世論が強く反発し、世界各地で反戦運動がおこるなかで強行された。そのうえ、アメリカが武力行使する根拠とした大量破壊兵器の存在がイラクで確認されなかったため、戦争の正当性に強い疑問が投げられた。

また、アメリカは多国間で合意を積み上げてきた包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准を放棄し、さらに米口間で合意してきたABM条約を一方的に離脱して、ミサイル防衛構想を推進した。こうしたアメリカの行動は、他国との交渉や多国間の枠組みから制約されることを嫌って単独行動する傾向から、ユニラテラリズム(単独行動主義)とよばれる。

このユニラテラリズムはアメリカ内外から批判をうけた。また、中国などがライバルとして台頭した影響もあり、2009年から2期8年つづいたオバマ政権は、二国間の交渉と多国間の協調の枠組みを重視する外交政策に転換した。

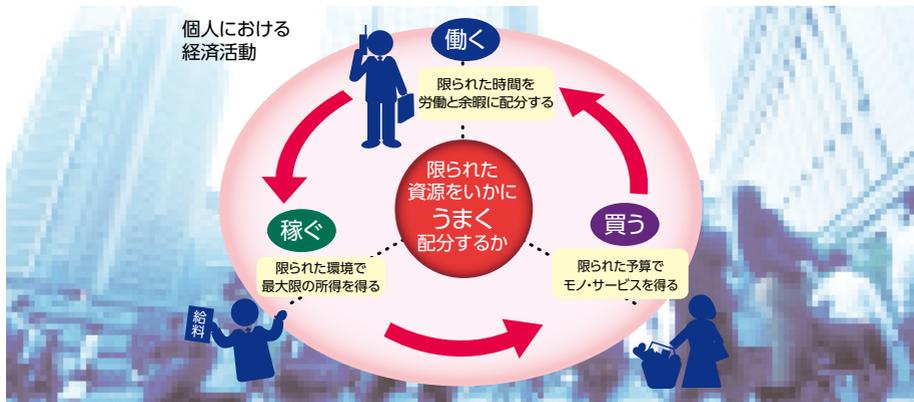
アジアの新しいうごき

東アジアでは、中国が冷戦の終結に先行して1970年代末より鄧小平の指導による対外開放政策をとり、積極的に外資の導入に努めた。それ以来の約30年間、中国は飛躍的な経済成長をとげ、テレビ・自動車などの生産量で世界一位の「世界の工場」となり、2010年には国内総生産(GDP)が日本を抜いて世界第二の経済大国となった。

▶1 ユニラテラリズム 単独行動主義(ユニラテラリズム)は、二国間の交渉と合意を重視する二国間主義(バイラテラリズム)や、すべての関係国が対等な立場から目標と枠組みをつくり、そのルールにもとづき行動する多国間主義(マルチラテラリズム)と対比される。



5 イラク戦争 国連での合意を得ないまま、2003年3月20日(現地時間)、米・英軍はイラク攻撃を開始した。



1 個人における経済活動

1 経済活動の基本概念

「経済」ってなに

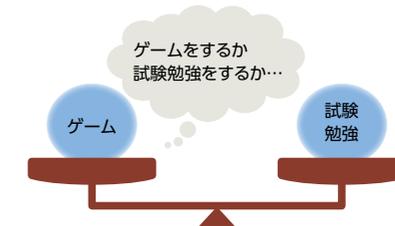
私たちは働くことでお金を稼ぎ、その収入から貯金をして将来に備え、ときにはローンを組んで商品や住宅を購入する。経済活動は私たちの暮らしにとって必要不可欠な活動である。現代の私たちは、さまざまなかたちで経済活動にたずさわっている。働くことによって賃金を得るとき、私たちは労働者である。そして、買い物をするときの私たちは消費者である。株式投資を通じて企業の株主になったならば、小さいながらも資本家であり、企業として行動する自営業主・企業経営者となることもあるだろう。

誰もがのぞむだけ財やサービスを利用しても不足がおきないならば、それらが取り引きされることはない。金銭的な契約や取り引きが生じるのは、財・サービスやその他の資源に希少性(有限で、すべての人が無料で自由に利用したとしたら不足してしまうこと)があるためである。

希少性が交換を生む。そして、交換の際の条件を金銭であらわしたものが価格である。希少な対象を手放すためには、なんらかの対価が必要となる。時間が有限であるから、雇用というかたちで他人の時間を利用するためには賃金を支払わなければならない。

交換から分業へ

私たちは交換によって失うもの(費用)と得るもの(利益・便益)をくらべて自身の行動をきめている。便益をあたえてくれる財・サービスは希少であるため、便益を得るためには費用が必要である。「何かを得るためには何かをあきらめなければならない」という状況はトレード・オフとよばれる。



2 トレード・オフの考え方

個人の所有権が確立され、自由な取り引きが保障されている社会では、売り手と買い手の合意なしに取り引きがおこなわれることはない。そのため当事者双方にとって、費用をこえる便益が得られる(と予想される)取り引きだけが成立することになる。

このように、費用を上回る便益が得られる交換しかおこなわれない社会では、取り引きは、それが成立したならば、必ず双方にとって得となる。社会全体での経済的な豊かさや満足度を経済厚生という。双方合意の上でおこなわれる交換や取り引きは、必ず経済厚生を上昇させる。

たとえば、労働者にとっては、働くことによって失われる時間や苦労を上回る賃金が約束されており、企業側からみると、支払う賃金以上にその人を雇うことにより利益が増加すると予想されるときのみ、雇用という取り引きが可能となる。なお、費用も便益もその場の金銭的なものだけとはかぎらない。将来予想される便益や心理的な負担感なども重要な便益・費用である。

交換には分業を可能にする機能がある。交換を通じてのみ私たちは自分自身がつくっていないものを入手することができるのだ。私たちが畑を耕していないのに野菜を食べることができ、機織りをしていないのに服を着ることができるのは交換と分業のたまものである。私たちは交換と分業によって自給自足経済では得られない、生活の豊かさや満足を得ている。

分業によって各自は自分の得意とする分野の仕事に集中できるようになる。おのおのが、自身が得意とする分野に集中的に時間を費やすことで、社会全体での財・サービスの総生産は増大することになる。さらに、分業によって特定の活動を長く継続的におこなうことで熟練し、長期的な生産性を高める効果がある。

効率・安定・公正

社会全体の富の量は有限である。リンゴ1個を同時に2人が食べることはできない。そのため、誰がリンゴを食べる(さまざまな財を利用する)のが**効率的**か、いかにして**安定的**にリンゴを生み出すことができるのか、そして誰にリンゴをあたえるのが**公正**か、という問題にわれわれは直面する。経済における問題は、このように**効率・安定・公正**に分類することができる。

効率性の尺度として代表的なものにパレート基準がある。パレート基準では、他の誰の満足度(効用)も下げることなしにある人の効用を上げることができたならば、経済の効率性が向上したとみなす。自発的におこなわれる取り引きはパレート基準による効率性を改善する。

効率的な生産により財・サービスの総生産量が増大することで人々の経済厚生は向上する。生産活動は労働力・資本が**効率的**に組み合わせられ、さらにその生産のための技術力が向上する必要がある。このように交換・生産が**効率的**におこなわれるようにすることが、経済における第一の課題である。

ただし、生産技術が向上しても、その**潜在的な生産力**がいつでも**完全に**発揮されるとはかぎらない。失業している人がいるならば、すべての希望者が職を得ている状態にくらべて、実際の生産は低くとどまることになる。実際の経済活動の水準が潜在的な生産力を下回っている状態が不況である。このような潜在能力とのずれがなぜ生じるのか、このような不安定性をいかにして回避・縮小できるかが、経済を考える際の第二の課題となる。

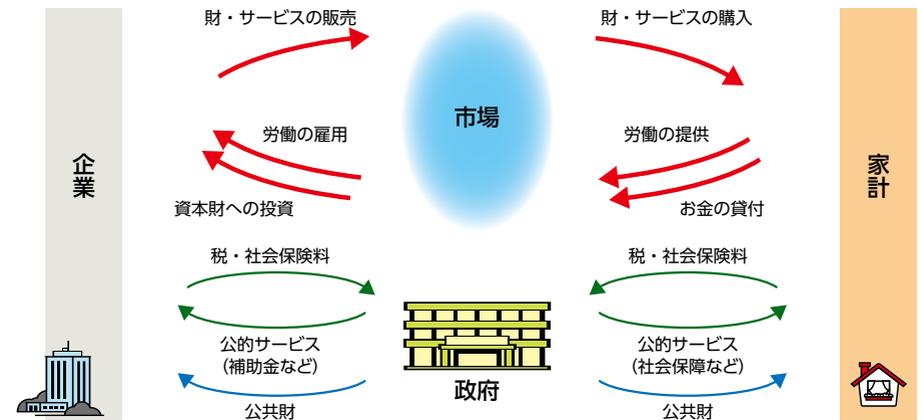
しかし、平均的な経済厚生が高まっただけでは、誰もが**経済的に豊か**になっているとはいえない。貧しい人と豊かな人の格差が大きすぎるならば、その**経済・社会**がうまくいっているとはいえない。その一方で、すべての人の経済厚生を等しくする完全平等社会では、より高い所得を得るためにおこなう**訓練・努力**が報われないことになる。このような社会もまた問題である。結果としての格差をどの程度容認し、格差をどのようにして是正すべきか。これが経済における第三の課題、公正性・公平性の問題である。

▶1 **経済的課題と政策** それぞれの課題に対応して、潜在的な生産能力を向上させる政策を**成長政策**、経済活動(水準)の変動を緩和する政策を**安定化政策**、不平等の是正をめざす政策を**再分配政策**とよぶ。

▶2 **資本** 機械や建物などの生産手段を資本とよぶ。簿記・会計での資本(資産と負債の差額)とは異なる点に注意が必要。

2

経済活動の主体



1 3つの経済主体の相互関係

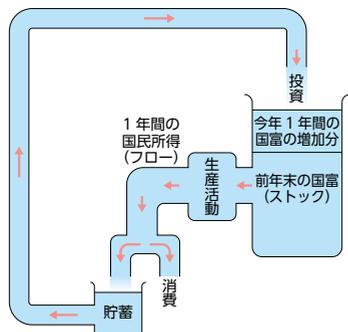
経済活動と経済主体

経済活動とは、生産や消費およびそれらに関連した取り引きのことである。社会生活を営むための活動をほとんどふくむ**概念**であり、目的も中身も多様である。経済活動をする主体は無数に存在するが、それらは**経済主体**とよばれ、活動内容から大きく家計・企業・政府の3つに分類されている。経済主体間の取り引きによって経済的な豊かさが生み出され、最終的には家計が消費によってそれを享受する。

家計とは個人で構成される**世帯**であり、企業に労働力を提供したり資産を運用したりすることで所得を得て、消費・貯蓄をする。**企業**とはいわゆる会社のことであり、投資をして工場などの生産設備を保有し、労働者を雇用することで生産をおこなう。さらに、生産した商品を売ることによって収入を得て、給料や配当を分配する。**政府**は税を徴収して公共財やサービスを提供し、さまざまな政策を実施することで、経済活動全般を調整する。

家計

家計は、みずから企業や政府に労働力を提供して、賃金などのかたちで**労働所得(勤労所得)**を受け取る。また、過去に蓄積した資産を運用して、預貯金の利子、株式の配当、保険金、地代などの**資産所得(財産所得)**を得る。これらの所得によって、企業の生産した財やサービスを買って**消費**する。



1 フローとストックの関係

国民所得と国富

System of National Account

経済活動を全体としてとらえるために、SNA（国民経済計算体系）とよばれる一連の統計が作成されている。SNAは毎年の生産・消費・投資や、過去の経済活動の蓄積などを金額化して計測した、さまざまな統計の体系である。経済活動の水準を国際的に比較できるように、国連の定める統一の基準で計算される。

経済の状態は、フローとストックの2つの側

面から把握される。フローとは、一定期間における取り引きの量であり、ストックとは、ある時点での経済的な蓄積の水準である。たとえば、企業にとって毎月の売上や支払った給料などがフローであり、工場・設備や借入金の残高がストックである。ある時点のストックは、経済活動の元本となり、フローに影響をあたえる。逆に、フローの活動水準によって蓄積の大きさがきまり、ストックが変化する。企業でいえば、ストックである工場が大きいほど多くの生産が可能であり、フローである投資によってつぎの年に使える工場・設備が増えることに対応している。

【フローの指標】 SNAにおけるフローの代表的な指標が国内総生産（GDP）であり、一定期間内（通常は1年間）に国内で生み出された付加価値の合計をあらわす。付加価値とは、生産物から中間生産物を引いたものであり、新たに生み出された経済的な価値である。GDPは景気の状態や経済規模などを知らうえで、もっとも重視される指標である。

生産物や中間生産物の大きさを金額化するのに、取り引きされた時点の価格を用いたものを名目GDP、基準となる時点の価格を用いたものを実質GDPとよぶ。GDPの前年と比較した変化率は、経済成長率とよばれる。実質GDPの変化率である実質経済成長率は、物価の変動分を調整した経済活動の実態を示す代表的な指標である。

【ストックの指標】 ストックの代表的な指標が国富である。国富とは、国

経済活動を全体としてとらえるために、SNA（国民経済計算体系）とよばれる一連の統計が作成されている。

SNAは毎年の生産・消費・投資や、過去の経済活動の蓄積などを金額化して計測した、さまざまな統計の体系である。経済活動の水準を国際的に比較できるように、国連の定める統一の基準で計算される。

経済の状態は、フローとストックの2つの側

面から把握される。フローとは、一定期間における取り引きの量であり、ストックとは、ある時点での経済的な蓄積の水準である。たとえば、企業にとって毎月の売上や支払った給料などがフローであり、工場・設備や借入金の残高がストックである。ある時点のストックは、経済活動の元本となり、フローに影響をあたえる。逆に、フローの活動水準によって蓄積の大きさがきまり、ストックが変化する。企業でいえば、ストックである工場が大きいほど多くの生産が可能であり、フローである投資によってつぎの年に使える工場・設備が増えることに対応している。

【フローの指標】 SNAにおけるフローの代表的な指標が国内総生産（GDP）であり、一定期間内（通常は1年間）に国内で生み出された付加価値の合計をあらわす。付加価値とは、生産物から中間生産物を引いたものであり、新たに生み出された経済的な価値である。GDPは景気の状態や経済規模などを知らうえで、もっとも重視される指標である。

生産物や中間生産物の大きさを金額化するのに、取り引きされた時点の価格を用いたものを名目GDP、基準となる時点の価格を用いたものを実質GDPとよぶ。GDPの前年と比較した変化率は、経済成長率とよばれる。実質GDPの変化率である実質経済成長率は、物価の変動分を調整した経済活動の実態を示す代表的な指標である。

【ストックの指標】 ストックの代表的な指標が国富である。国富とは、国

国民所得の相互関係と三面等価の原則

国内生産額	付加価値の合計			中間生産物
国内総生産 (GDP)	第1次産業生産額	第2次産業生産額	第3次産業生産額	
国内総所得 (GDI)	企業所得	財産所得	雇用者報酬	
国内総支出 (GDE)	国内総資本形成			
	純輸出	民間最終消費支出	政府最終消費支出	国内純資本形成
国民総所得 (GNI)	国民純生産 (NNP)	国民純生産 (NDP)		固定資本減耗
	経常海外余剰	海外からの純要素所得		
国民純所得 (NNI)	(市場価格表示)			(間接税-補助金)
国民所得 (NI)	(要素費用表示)			

GDPとは「一国で生産された付加価値の合計」であるが、経済の実態を把握するためには、その内訳を見ることは重要である。その内訳の分け方によってGDPの異なる側面が計測される。どのような財・サービスが生産されたかに注目した「生産面」、生産された価値が誰の所得となったのかに注目した「分配面」、生産された価値がどのような目的に使われたかに注目した「支出面」の3つの見方が特に重要であり、GDPの三面とよばれる。分配面を見たGDPは国内総所得（GDI）、支出面を見たGDPは国内総支出（GDE）とよばれる。この3つの側面は、GDPを異なる内訳に分けて計量しただけであり、結局は等しくなる。これを三面等価の原則という。

また「一国で生産された付加価値」の計測には、内訳だけではなく総額そのものの計測の方法にも、いくつかの代替的な尺度が存在している。

GDPは、生産活動による設備等の劣化を示す固定資本減耗分をふくんでいるため国内「総」生産とよばれるが、生産額から固定資本減耗分を差し引いたものは、国内「純」生産（NDP）となる。また、GDPに、海外での日本人の生産活動への貢献である「海外からの所得の純受け取り」をくわえると、国内に居住する経済主体の所得となり「国民総所得（GNI）」となる。GNIは、かつては国民総生産（GNP）とよばれ、各国の生産活動のもっとも重要な指標であった。

さらに、GDPでは生産された付加価値は、市場で取り引きされる価格で評価されており「市場価格表示」とよばれる。しかし、市場での価格は、消費税などの間接税や補助金の影響で、経済的な価値とは食い違う可能性がある。そこで、こうした間接税や補助金の影響を除くために、市場価格のGDPから（間接税-補助金）を差し引いたものを「要素費用表示」として計測している。

一国経済の状況を正しく把握するには、生産面・分配面・支出面のいずれを見るのか、固定資本減耗分・海外での所得・間接税や補助金をふくめるのか、を意識して適切な尺度を選ぶ必要がある。

内に居住する経済主体が保有する資産の残高である。国富は実物資産と海外への貸付残高である対外純資産で構成される。工場や機械などの生産設備、石油・天然ガスなどの地下資源、土地や漁場の経済的な価値の合計が実物資産である。特許や著作権のような知的財産権もふくまれる。

1 金融のしくみとはたらき

金融とは

資金が不足している経済主体と、資金に余剰がある経済主体との間で、資金を融通しあうことを金融という。

金融には、直接金融と間接金融がある。

直接金融は、余剰資金の所有者が株式市場や債券市場を通じて株式や社債を購入することによって、直接的に資金を企業に融通することをいう。

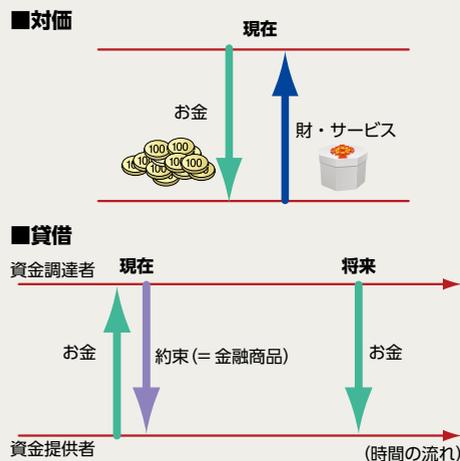
間接金融は、余剰資金の所有者が銀行などの金融機関に預金をし、金融機関が預かった資金を家計や企業に貸しつける方法をいう。これまでの日本の金融は、金融機関を通じる間接金融が中心であるといわれてきたが、近年は市場取引が拡大し、直接金融の比重も高まったといわれる。しかし、これは間接金融中心から直接金融中心への完全な移行を意味するのではない。投資法人などが販売する商品としての証券などが広まっており、市場に参加している割合は金融機関であることのほうが圧倒的に多いため、市場型間接金融(直接と間接の中間)ともよべる状態になっているのである。

金融においても、財・サービス市場と同様に市場が成立する。金融市場で

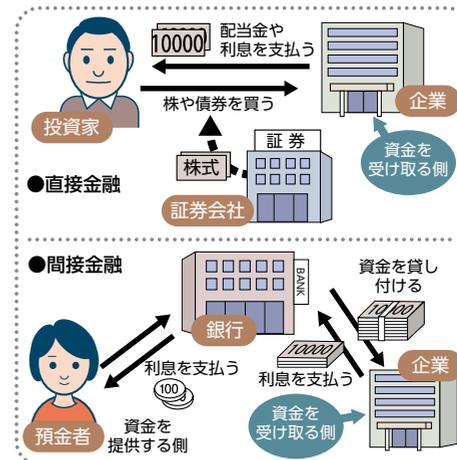
対価の流れ・貸借の流れ

金融は、現在の資金と将来の資金との間の融通とも考えられる。

財・サービスの対価としての資金の流れは、現在時点での資金の流れであるのに対し、金融における資金の流れでは、時間の流れを考慮することになる。もし仮に、金融がなく現在時点のみの資金で生活することになると、自分の現在所得と常に一致した支出しかできなくなる。将来多くの所得が見込める場合でも、現在所得のない者は生きていくことすらできなくなるのである。また、金融により資金を貸す側にとっても、余剰資金の使い道ができるため、金融は現代経済にとって不可欠なものといえる。



は、お金の貸し手と借り手の交渉によって金利や取り引き額が決定される。この金融市場は、お金の貸し借りの期間によって長期金融市場と短期金融市場に分けられる。株式市場や債券市場は長期金融市場に分類され、短期金融市場のうち、金融機関のみが参加する市場をインターバンク市場という。この市場では貸出先が多く、資金が不足しがちな金融機



1 直接金融と間接金融

関が需要者になり、資金の運用先がとぼしく、資金があまりぎみの金融機関が供給者となる。インターバンク市場のうち、一時的な資金の過不足を調整する市場をコール市場¹という。一般の企業も参加するオープン市場には、譲渡性預金(CD)市場²などがある。

通貨とは

流通している貨幣のことを通貨という。通貨は、現金通貨と預金通貨に分けられる。

日本の現金通貨は、日本銀行が発行する日本銀行券(紙幣)と、政府が発行する硬貨(補助通貨)とに分けられる。

預金通貨は、当座預金や普通預金のように、いつでも引き出すことのできる要求払い預金のことをさす。これらの預金は、小切手の振り出しや公共料金などの口座振替によって、支払い手段として機能している。このような現金通貨や預金通貨などの通貨量の残高をマネー・ストック³という。

銀行は、受け入れた預金を、その引き出しに備えた支払準備金を残して、残りを貸し出す。貸し出された資金は、なんらかの支払いを通じて、また銀行に預金されることが多い。この預金も支払準備金を除いて、さらに貸し出しに運用される。

- ▶ 1 コール市場 「よべばすぐに応える」ということから、コール市場と名づけられた。
- ▶ 2 譲渡性預金 預金者が金融市場で自由に売買できる定期預金。通常の定期預金とは異なり、譲渡することが可能。
- ▶ 3 マネー・ストック 一般法人・個人・地方公共団体などが保有する通貨量で、従来、マネー・サプライとよばれてきた。2008年、ゆうちょ銀行の発足などにあわせて、日銀が指標などを見直し、名称も変更した。

2 財政のしくみとはたらき

財政とその機能

国および地方公共団体のおこなう経済活動(政府の経済活動)のことを**財政**という。

経済活動は、家計・企業・政府の3つの経済主体によって営まれている。このうち、家計と企業の経済活動は、生産物市場や労働力市場など、市場を中心に営まれるが、政府の経済活動は、市場補完的に営まれる。政府部門の経済活動の比重は年々高まっている。

財政には、つぎの3つの機能がある。

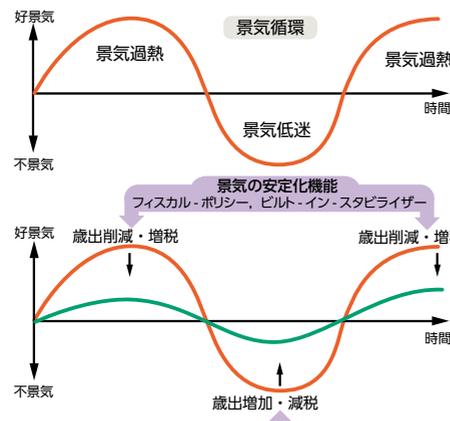
1) 資源の配分機能 自由な取り引きが実現する市場においては、需要と供給の一致によって資源の効率配分が実現する。しかし、すべてにわたって市場が万全に機能するわけではない(「**市場の失敗**」)。市場に十分に供給されない財・サービスを、政府が供給することを、資源の配分機能という。

政府が供給する財を**公共財**といい、教育・保健衛生・道路・港湾・公園などの公共財は、民間企業による市場での供給が困難であるか、または社会的・政治的配慮から政府が供給する。

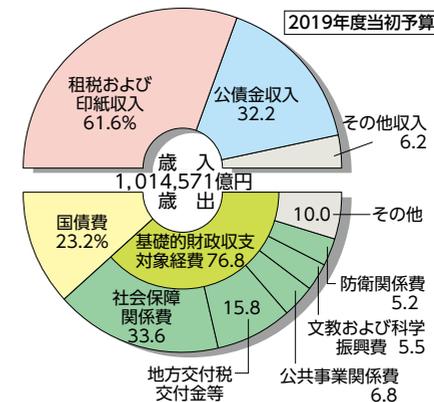
2) 所得の再配分機能 市場において実現する所得配分は、所得格差の拡大など、社会的にみると、不公正になる可能性がある。その不公正を是正するため、所得の高い人ほど高率の税を納める**累進課税制度**を採用し、また**社会保障制度**(生活保護・雇用保険・公的年金など)などを採用することにより、政府が所得配分を調整する。

3) 景気の安定化機能 市場経済は、景気循環によって好況と不況をくり返す。極端な場合、バブル経済が発生したり、何十年に一度といわれる恐慌になったりもする。こうした状況は、経済社会を不安定にするため、政府は有効需要を調整して景気を刺激し、景気循環の振幅を小さくして経済を安定させる(**フィiscal policy** = **補整的財政政策**)。また、景気変動の緩和に向けて、自動的に税金が増減したり、社会保障費が増減する機能(**ビルトイン・スタビライザー**)もある。

▶ **1) フィiscal policy** こうした裁量的な財政政策は、複数の政策目標を達成しながら安定した経済成長をつづけるために、金融政策や為替政策などと組み合わせておこなわれる。これを**ポリシー・ミックス**という。



1 経済安定化機能



2 一般会計 歳入・歳出内訳 (『財政金融統計月報』2019.5 No.805)

今日では、経済活動が複雑になっており、3つの機能も独立したのではなく、それぞれ関連性をもっている。たとえば、公教育の提供は資源配分機能であるが、所得再配分機能もはたすというように、関連があるのである。

予算

政府の収入を**歳入**、支出を**歳出**といい、歳入と歳出の計画を**予算**という。この歳入、歳出はふつう一會計年度ごとにおこなわれる。

憲法第83条では、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」としている。政府は、予算を編成して国会に提出し議決をうけなければならない。議決をうけた予算に従って国の支出が実行される。国民は、国会での予算審議を通じて国政をコントロールすることになる。こうしたしくみを、**財政民主主義**という。財政は、政治と経済の接点といえる。

予算は、**一般会計予算**と**特別会計予算**に分かれる。一般会計は、政府の一般行政にかかわる財政活動の予算で、租税などの財源をもとに、社会保障、教育、公共事業などの基本的経費をまかなう予算である。

▶ **2) 税収の増減** 不況期には税収が減少し、雇用保険の失業給付や生活保護給付などが増大して、家計の購買力の落ちこみが緩和される。逆に好況期には税収が増大し、雇用保険の失業給付や生活保護給付などが結果として削減される。これによって家計の購買力も抑制される。

▶ **3) 会計年度** 会計年度は、日本やイギリスなどは4月から翌年の3月まで、アメリカは10月から翌年の9月まで、ドイツやフランスなどは暦年(1月から12月まで)である。

1 戦後復興と高度成長

経済民主化とその影響

第二次世界大戦に敗れた日本は、連合軍の占領下で、非軍事化と経済の民主化をすすめ、新たな日本経済のあゆみ始めることとなった。三大改革とよばれる財閥解体・農地改革・労働民主化により、独占的な経済活動をしていた財閥は解体され、大規模な地主は消滅した。また、労働三法が制定され、労働者の団結権・団体交渉権・争議権が確立した。

こうした経済民主化政策は、戦後の日本経済を特徴づける制度へと発展していった。たとえば、財閥は解体されたが、かつての財閥ごとに企業系列とよばれるグループが形成された。また、労働組合は企業内組合が主流となり、労使が協調する日本型雇用慣行が生まれた。

第二次世界大戦と日本経済

第二次世界大戦は、日本経済に対して壊滅的な打撃をあたえた。多くの尊い人命が失われ、住宅・工場などの非軍事の国富(ストック)の25%が破壊された。生産活動水準も大きく低下し、1945年の生産水準は、戦前のピークを100として、鉱工業で53、農林業で59となっていた。

生産能力の低下によって、需要が供給を大幅に上回り、極端なモノ不足となった。占領下の日本政府は、経済復興のために1946年に傾斜生産方式を採用、産業の基幹である鉄鋼・石炭の増産のために資金や資材を集中的に投入した。生産を回復させる過程では、復興金融金庫を通じて資金供給を増やした影響もあり、はげしいインフレーションが発生した。インフレ率は1946年に365%に達し、終戦直後の日本経済は大きく混乱した(復金インフレ)。

日本経済の混乱に危機感をもったGHQ(連合軍総司令部)は、1948年に経済安定9原則を指令した。1949年には超均衡予算・復興金融公庫の新規融資の停止・単一で固定された為替レート(1ドル=360円)の設定などの政策が実施され、ドッジラインとよばれた。さらに、1949年のシャウブ勧告により、税制の合理化と適正化が図られた。

▶ 1 経済復興 アメリカはエロア(EROA)・ガリオア(GARIOA)資金による日本の復興援助をおこなった。

一方、公債発行による債務の増加は、利払いや償還費の増大によって、政策として使える予算を減少させ、財政の硬直化をまねくといった問題点もある。

日本では、1949年に戦後復興のため実施されたドッジラインによって、インフレ抑制のための総需要抑制政策として緊縮財政が実行された。これ以降、国債を発行しない超均衡予算が実施された。しかし、1965年の不況の際に建設国債が発行されるようになり、1973年の第1次石油危機後からは、毎年赤字補填のための特例法を国会で審議し、特例国債(赤字国債)を発行するようになった。その後、租税収入の伸び悩みなどで、国債発行残高が増大した。

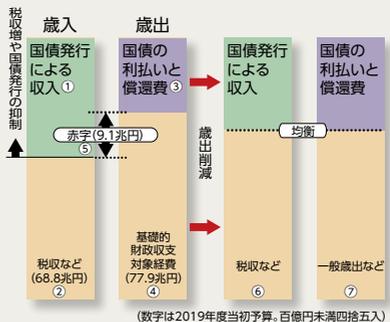
また、近年の高齢化の進展が、この状況に拍車をかけている。現在、社会保障給付費は社会保険料のみではまかなえず、一般会計に多くを依存している。この一般会計が国債に依存している状況を考えると、社会保険料と税の関係の見直しが必要となってくる。

プライマリーバランス

プライマリーバランス(基礎的財政収支・PB)は、歳入のうち国債発行額(①)を除く税収・税外収入(②)から、国債費(③)を除く歳出(基礎的財政収支対象経費)(④)を差し引いた収支(⑤)のことを意味し、財政の健全化を示す指標となる(図では9.1兆円の赤字)。

PBが均衡している状態とは、債務にたよらず、その年度の税収(⑥)で一般歳出など(⑦)をまかなうことができる状態を意味している。日本政府は、2025年度までに「国と地方のプライマリーバランスの黒字化」をめざす財政健全化目標を掲げている。

プライマリーバランスの均衡化のイメージ



▶ 1 建設国債 財政法第4条では「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」とされている。しかし、その但し書きにおいて「但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」とされている。また、第5条では、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又は、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない」とされている(市中消化の原則)。

▶ 2 社会保障費の拡大 2019年度予算でみると、国の一般会計・一般歳出(国債費・地方交付税交付金等を除いた歳出)61兆9千億円のうち、約55%におよぶ34兆円が社会保障関係費である。これに対して、税収は、62兆円あまりしかなく、公債収入が33兆円にもおよぶ。このことから、近年の赤字公債発行は、かなりの部分が社会保障関係費の補填と考えられる。



1 石油危機 買い占めの影響でトイレトペーパーや洗剤などの石油関連商品の品切れが続き、生活は大混乱におちいった。

第1次石油危機

1971年に米国が金兌換(交換)を停止すると(ニクソン-ショック)、円は切り上げられ、1973年には変動為替相場制に移行した。この過程で円高がすすみ、日本経済は大きく動揺した。さらに、1973年に第4次中東戦争が勃発すると、石油価格が4倍にまではね上がる第1次石油危機(オイル-ショック)がおき、日本経済は景気悪化に直面した。

この石油価格の上昇によって、狂乱物価とよばれるはげしいインフレが発生し、インフレと不況が同時に進行するスタグフレーションstagflationがおこり、1974年には戦後初のマイナス成長を記録した。成長率の低下は税収の低迷による財源不足をまねいたため、政府は1975年、赤字国債の発行に踏み切り、これ以降赤字国債発行は常態化していくこととなる。

第2次石油危機

第1次石油危機に直面した日本は、石油依存率を低下させる生産方法を開発し、省エネルギーなどで石油価格の変化への対応をすすめた。また、資源多消費型の素材産業にかわって、高付加価値の加工・組み立て産業が中核になっていった。1979年のイラン革命によっておきた第2次石油危機では、これらの対応策によって他の先進国と比較して日本経済がうけた影響は小さかった。ただし、二度の石油危機が過ぎ去っても、景気は回復したが経済成長率は低下したままで、3~5%の安定成長がつづく時期となった。

高い石油価格にいち早く対応した日本の国際競争力は高まり、鉄鋼・自動車・電気製品などの輸出が増加した。プラザ合意後の円高の状況下でも日本の輸出は好調であり、大幅な貿易黒字となった。これが、貿易赤字がつづく米国などからはげしい批判をうけた。こうした輸出・輸入の偏りによる政治・経済的な影響を貿易摩擦とよぶ。

▶ 1 第1次石油危機 石油輸出機構(OPEC)加盟国による石油価格の大幅引き上げや、アラブ石油輸出機構(OAPEC)による非友好国への禁輸措置がおこなわれた。

高度成長期の終わりは、公的部門にも影響をあたえた。経済成長の過程では一定の役割を果たした専売公社・国鉄・電電公社の3公社は、肥大化・非効率性が指摘され、1980年代後半に民营化され、それぞれJT・JR・NTTとなった。

プラザ合意と円高

日本や西独の貿易黒字は、失業の輸出として第二次石油危機後の不況に苦しむ先進国からきびしい批判をうけた。貿易不均衡問題に対して、1985年に開かれたG5のプラザ合意Plaza Accordsで、ドル高の是正と政策協調が合意され、外国為替市場では急速に円高がすすんだ。この円高は輸出産業に打撃をあたえ、日本経済は円高不況とよばれる不況におちいった。これに対し政府・日銀は、内需拡大政策や低金利政策を実施し、企業によるコスト削減努力や円高による原材料価格の低下もあって、日本経済は1986年末にはこの不況を脱した。

バブル経済

低金利政策はその後も継続されたため、実物資産が有利な投資先となった。土地や株などに多くの資金が集まり価格が上昇した。資産価格の上昇は、投機とよばれる資産の利用価値にもとづかない不動産や株式への需要を生み出し、地方公共団体までがテーマパークやリゾート開発などに資金を投入するほどであった。投機がさらなる投機を生み、実態となる経済活動のないままに資産価格の上昇がおきたとされ、これはバブル経済とよばれる。

● 日米経済の摩擦 ● 好調な経済は「ジャパン・アズ・ナンバー・ワン」と評価されたが、ジャパン・バッシングとよばれる強い反発もまねいた。対米貿易黒字がつづき、ロックフェラーセンタービルなど海外資産を取得すると、日本への不満が表面化、日米貿易不均衡を是正すべく日米構造協議が開かれるなど対応が求められた。

バブル経済期は、労働市場も空前の売り手市場であった。1991年には有効求人倍率は1.4倍を記録し、大量の労働力が雇用された。家計は、所得の増加や資産価格の上昇を背景に、自動車や海外旅行などの消費を増やし、経済成長による豊かさを実感した時期でもあった。



2 株価指数・市街地価格指数の推移



3 東日本大震災で倒壊した飲料貯蔵タンク（3月13日撮影。仙台市）[キリンビール提供]

さらに福島第一原子力発電所では大震災の際に事故が発生し、多くの原子力発電所が操業を停止した。発電量の約3分の1を担っていた原子力発電が停止されたことで、電力が大幅に不足することとなった。火力発電を増加させることでこれに対応したため原油の輸入が急増し、円高の影響で輸出が低迷していたこともあり、この年、日本の貿易収支は31年ぶりに赤字に転じた。

現在の日本経済

2012年末に第二次安倍政権が誕生すると、景気回復のための政策(日本銀行と協調した大幅な金融緩和、インフラ整備などの財政支出、女性の活躍推進などの成長戦略)が実施された。これらの一連の政策はアベノミクスとよばれる。株価は急上昇をして世界金融危機以前の水準に戻るなど、日本経済の復活の兆しをみせた。

しかし、経済活動は国際化しており、2000年代以降のIT革命によって生産構造は大きく変化してきている。日本企業の「ものづくり」だけでは国際的な競争に対応できない状況も増えており、教育や労働市場の変革など社会・経済全体の変化が求められている。

現在にいたるまでデフレから完全には脱却できておらず、高齢化がすすみ社会保障の財政負担が重くなる一方で、国債残高は世界に類をみない水準まで増えている。日本経済には課題が山積しており、問題解決のための不断の努力が必要である。

ものづくり

日本企業は、終身雇用・年功序列賃金・企業別労働組合などによって、労使協調が優先された日本型雇用慣行をきずいていた。豊かな経験をもつ、使用者と協力的な労働者によって、アメリカで発展した科学的生産管理や品質管理の理論を高度に実践することができた。生産工程で必要なときに必要な量だけつくって在庫をもたないようにする

「ジャスト・イン・タイム(かんばん)方式」、QCサークルとよばれる小集団による品質改善運動(海外でも「カイゼン」とよばれる)などは、日本の製造業の強みとされ、国際的にも注目を集めた。ただし、こうした「ものづくり」の伝統にもかかわらず、近年は日本の製造業は停滞しており、環境変化への対応できないのではないかと指摘もある。

▶ 1 IT革命 情報技術 (Information Technology) の発展・普及にともなう社会の急激な変化のこと。

第4章 福祉の向上と日本経済の課題

1 労働基本権と労働運動

世界の労働運動

産業革命により資本主義社会が成立した当初は、失業や劣悪な労働条件に対して、労働者はラッダイト運動(工場内の機械打ち壊し)のような暴動で、資本家に抵抗した。低賃金、長時間労働、女性や児童の酷使などをめぐって展開された労働運動は、団結権の公認による労働組合の結成や労働者保護の立法(ワグナー法など)を実現させていくことになった。国際的には、1919年に設立された国際労働機関(ILO)が、労働基本権の確立と労働条件の改善に多大な役割を果たした。

産業革命により資本主義社会が

成立した当初は、失業や劣悪な労働条件に対して、労働者はラッダイト運動(工場内の機械打ち壊し)のような暴動で、資本家に抵抗した。

低賃金、長時間労働、女性や児童の酷使などをめぐって展開された労働運動は、団結権の公認による労働組合の結成や労働者保護の立法(ワグナー法など)を実現させていくことになった。国際的には、1919年に設立された国際労働機関(ILO)が、労働基本権の確立と労働条件の改善に多大な役割を果たした。

産業革命期のイギリス

1799年	団結禁止法が制定され労働運動が禁止
1824年	団結禁止法廃止 労働組合が結成
1833年	工場法が制定 幼児労働が禁止に
1838年	チャーティスト運動(〜48) 労働者が参政権を要求
	
1847年	10時間労働制が実現
1871年	労働組合法が制定 団結権が保障
1875年	共謀・財産保護法により争議行為に刑事責任が認められる
1906年	労働争議法により民事責任が認められる 労働党が結成される

アメリカ

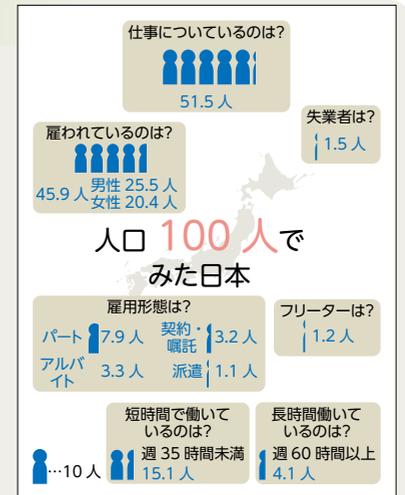
1890年	シャーマン反トラスト法が制定 企業の市場独占が規制
1914年	クレイトン法制定 労働組合が適用除外に
1935年	ワグナー法制定 労働者の団結権と団体交渉権が保障
1947年	タフト・ハートレー法制定 クローズドショップ制禁止 公務員のストも禁止

1 イギリス、アメリカの労働運動のあゆみ

もしも日本の国民が100人だったら

たとえば日本が100人の国民で構成されていたら、仕事についている人は51.5人で、そのうち雇われている人が45.9人である。パートタイマーが7.9人、アルバイトが3.3人、派遣が1.1人で契約社員が3.2人、フリーターが1.2人であった。週60時間以上働いている長時間労働者もいる。さて、現代の雇用問題や労働条件には、どのような課題があるのだろうか。

(『厚生労働白書』平成30年度版)



1 国際分業と貿易の利益

国際分業と貿易

経済活動も一国内で完結するものではなく、人・モノ・お金・情報などは国境をこえて結びついている。国際的な経済取引は、資本主義経済の発達とともに拡大し、商品の移動、すなわち貿易を中心に活発に展開されるようになってきた。現在では、各国経済は相互に依存しており、一体的な国際経済を形成している。

貿易によって、国内で使用される商品をすべて自国で生産する必要はなくなり、各国は適性を生かした生産活動に特化することができる。各国間で生産活動を分担することは、国際分業とよばれる。各国がどのような商品を生産するかは、技術水準や生産要素などのちがいで決定する。高い技術水準をもつが国土のせまい国はハイテク製品を生産し、国土は広いが工場や設備が不十分な国は農産物を生産するといったように、各国は相対的に得意な産業の商品を生産する。

国内における社会的分業が、国内の生産力を拡大させる大きな要因であるのと同様、国際分業は世界全体により多くの富をもたらす。国際分業による利益は、相対的に生産費が低くなる産業に特化することで生まれるため、自国よりも絶対的にすぐれた技術や生産要素をもたない国との貿易でも発生する。たとえば、すべての産業においてもっとも高い生産技術をもつ国があったとしても、他国との貿易はその国にとって利益となる。この考えは、イギリスの経済学者リカードによって明らかにされたものであり、比較優位の理論(比較生産費説)とよばれる。



1 リカード

いったん国際分業が成立すると、各国経済にとって他国の生産物は不可欠なものとなり、相互依存関係が生まれる。貿易が活発になるにつれて、国際経済の安定と繁栄なしには自国経済の繁栄は維持できなくなる。そのため、世界平和の維持や各国相互の国際協力がますます重要となる。

比較優位の理論では、どんなに生産性の低い国とでも貿易をすれば利益が生まれることを示すことができる。上の図は、リカードが用いた、当時のイギリスとポルトガルの状況を仮想的に示した数値例である。

分業の利益と自由貿易

		特化前		特化後	
		ブドウ酒	毛織物	ブドウ酒	毛織物
ポルトガル	80人で	90人で	170人で		
イギリス	120人で	100人で		220人で	
計	200人で	190人で	170人で	220人で	
			$170 \div 80 = 2.125$	$220 \div 100 = 2.2$	

比較優位の理論では、どんなに生産性の低い国とでも貿易をすれば利益が生まれることを示すことができる。上の図は、リカードが用いた、当時のイギリスとポルトガルの状況を仮想的に示した数値例である。

ポルトガルは、ブドウ酒をつくるにしても、毛織物をつくるにしても、イギリスよりも少ない労働力で生産することができる。つまり、どちらの財の生産についてもポルトガルの生産性が高い。一見すると、ポルトガルにとってイギリスと貿易をするメリットはないように見える。

しかし、ポルトガルは1単位のブドウ酒に必要な労働力が毛織物1単位に必要な労働力よりも少ないのに対し、イギリスは逆に毛織物に必要な労働力の方が少ない。この状況を、ポルトガルはブドウ酒に比較優位があり、イギリスは毛織物に比較優位があるという。各国の生産構造が違えば、各国は必ず何かの生産に関して比較優位をもつ。

2国がそれぞれ自国の比較優位をもつ財の生産に特化すると、世界全体での各財の生産量が増加することを示したのが右の図である。世界全体での生産量が増えるということは、生産物をうまく分配できれば両国にとって(いずれの産業でも優れた技術をもつポルトガルにとって)メリットとなるのである。たとえば、もし両国が自国で生産したものの半分を相手国にわたせば、両国で働く人数は変化していないのに、両国ともに消費を増やすことができる。

自由貿易と保護貿易

比較優位の理論が登場すると、国際的な取引に対する国家的な干渉をできるかぎり排除し、自由な競争にもとづく貿易ができることが望ましいとする自由貿易論が主張された。それに対し、関税や輸入制限によって、外国との競争から国内産業を保護する必要があるとする保護貿易論が、さまざまなかたちで主張され、自由貿易論と対立・論争されてきた。

選挙権をもつ高校三年生

選挙権年齢が18歳に引き下げられた。高校生にとって「選挙」は卒業後の「遠いできごと」ではなくなった。在学中に選挙を経験する可能性がある。参政権を得たとはいえ、高校生にとっては不安に思うことは多い。どうやって候補者や政党を選べばよいのだろう、選挙公約はほんとうに守られるのだろうか、自分が選択を誤ってしまうと社会に迷惑かけることになりはしないか、など、心配は尽きない。



改正公職選挙法が成立し、模擬投票する高校生

選挙を前に心にとめておくこと

大切なことは、情報を集めること、よく考えること、投票する政党や候補者を決めること、そして何より投票に行くことだ。

情報を集めるとは、選挙公報を読んだり、政見放送や街頭演説を見聞きしたり、政党や候補者のマニフェストやリーフレットを読んだり、Webページにアクセスして政党や候補者の考えや政策、提言などを調べることにとどまらず、日ごろから新聞やテレビ、ラジオなどメディアの報道や出版物などの情報を収集し、世の中のことに関心をもつことである。

よく考えると、集めた情報を分析することである。自分の言葉で自分の頭で考えることである。主張や報道の背後にもう一つの真実が隠されていたり、別の真実が潜んでいることはよくあることだ。

分析する枠組みはいろいろ考えられる。たとえば、あなたがいまの日本の課題を列挙し解決すべき優先順位をつけ、各政党の公約と比較しながら、あなたの考えにもっとも近い候補者や政党を選ぶのはどうだろう。あるいは、政見放送を見聞きして候補者や政党の公約を比較し検討して意中の候補者や政党を絞るのはどうだろう。はたまた、前回や前々回などの通常選挙や総選挙の公約を調べ、公約がどの程度実現されたのか確認しておくことも候補者や政党を絞るうえで有効だろう。

政権交代が起こりうること

自分一人が投票したところで選挙結果はかわらない、という人がある。しかし、有権者の一票一票の積み重ねで選挙結果にもとづく政治は変化し、政権交代もおきる。小選挙区制は実際の投票行動の変化よりも選挙結果の揺れ幅の方

がはるかに大きいといわれる。2009年の総選挙での民主党の圧勝や2012年の総選挙での自民党の圧勝などが典型例である。

小選挙区制は1選挙区あたりの定数は1だから2人立候補していれば49%得票した候補者は落選し51%得票した候補者は当選する。3人立候補していれば2人が33%ずつ得票し、1人が34%得票すれば、34%得票した候補者が当選する。

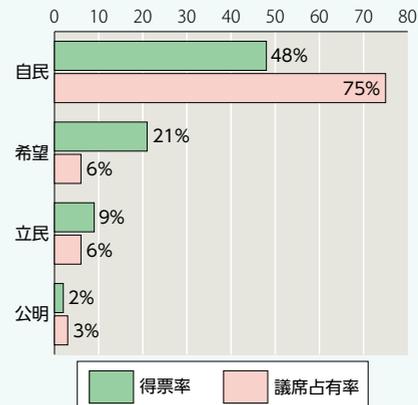
選挙での選択が時代の運命をきめることを、私たちは「地理歴史科」「公民科」をはじめさまざまな教科科目の学習を通して学んだ。この選択の重さを知っているだけに、18歳投票制に直面して真剣に悩むのだ。大いに悩んで真摯な一票を投じよう。

選挙に際して注意すべきこと

18歳未満の人は投票に行けなだけでなく、選挙運動もできない。選挙運動とは、公示日もしくは告示日に立候補者が届け出を受理されたときから投票日の前日までの選挙運動期間内に、ある特定の候補者や政党に票を入れるように、もしくは入れないように他人に働きかける行為をいう。

次の①～④の事例で18歳未満の人がおこなった場合に選挙違反になるものはどれか考えよう。

- 事例① 自分に送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送する。
- 事例② 自分で選挙運動メッセージを掲示板やブログに書き込む。



衆議院総選挙での各党の得票率と議席占有率 (2017年10月、小選挙区)

事例③ 他人の選挙運動のようすを動画共有サイトに投稿する。

事例④ 他人の選挙運動メッセージをSNSなどを用いて広める。

この事例①～④はいずれも選挙違反になる。特に事例①は一般の有権者も禁じられている。現実には、選挙運動期間に限られているので各自で注意さえしていれば大きな問題にはならないだろう。しかし、細心の注意が求められることは間違いない。

探究 考えてみよう

- ① 過去の選挙を例に、任意の複数の政党や候補者を選び、選挙で何を訴え、どのような選挙結果であったか調べてみよう。
- ② 過去の選挙を例に、自分が有権者であれば、どういう基準でどの政党や候補者に投票したか、根拠や基準を明らかにして考えてみよう。

r>g フランスの経済学者トマ＝ピケティによる『21世紀の資本』が提起した経済格差の問題は世界に大きな衝撃をあたえた。数百年にわたるデータから引き出された結論は、財産からの収益率 (r) は、働いて得られる収入の伸びとほぼ等しい経済成長率 (g) よりもほとんどの期間で高くなるというものだ。その結果、資産家層と労働者の経済格差は再分配なしには拡大しつづけると予想されるというのが『21世紀の資本』の結論だ。経済成長率が低いとこの傾向はさらに強まる。このように、近年、先進国内での格差問題への関心が高まっている。



講演するトマ＝ピケティ氏

日本はかつて一億総中流社会とよばれ、経済格差の小さな国であるといわれてきた。しかし、1990年代前後を境に格差をはかるさまざまな統計において経済格差の拡大が伝えられ、近年では格差が経済政策・社会保障をめぐる大きな課題となっている。一方で、少数の富裕層と一般市民の格差拡大よりも、中流層と相対的な貧困層の分裂が、日本の格差問題の大きな特徴であるという指摘もある。

日本型格差

日本における格差拡大の一因が、人口に占める高齢者比率の増加である。所得や資産額は出世や資産形成に大きく左右される。そのため、いつの時代でも若年層よりも高齢者層での格差が大きい。

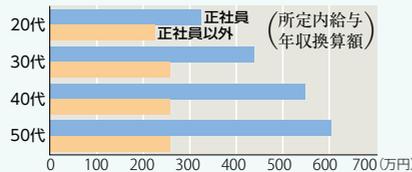


図1 一般労働者の賃金格差 (2014年度賃金構造基本調査, 10人以上企業規模男女計)

これにくわえて、賃金構造の変化による非正規労働の増加が格差の拡大に拍車をかけている。

労働力調査によると、正規社員・従業員とその他の非正規従業員の比率は、フルタイムの労働者に限定しても1989年には81:19であったが、2018年平均では62:38となっている。さらに、パート・アルバイト等の短時間契約をふくめると非正規雇用の比率はさらに高いものになる。

図1にみられるように、正規社員・職員とその他の勤労者の所得格差は年齢が上がるにつれて拡大する傾向にある。そ

のため、非正規雇用の増加と人口の高齢化があいまってわが国全体での格差問題の深刻化をまねいていると考えられる。

正規雇用と非正規雇用の格差

格差は収入だけではない。正規雇用者はその企業に長期にわたって勤務することが前提であり、OJT (職場内訓練) を通じて能力を向上させる機会が提供されているだけでなく、年齢を経るにつれ、指導者や管理職としての経験を積むことになる。一方、非正規雇用者はこれらの機会が少ないため、自身のスキルアップによって所得を向上させることが困難となる。

また、派遣労働者や契約社員は、雇止め止めの危険性につねにさらされることになるため、給与格差以上にそのプレッシャーが個人の生活の質を低くしているとの指摘も多い。近年、正社員とその他の勤労者の職務内容は近くなっており、同一労働同一賃金、同一労働同一待遇の原則にもとづく格差是正の必要性が叫ばれている。

また、高齢化や就労形態の多様化のみならず、日本の再分配システム自体が格差をつくっている点にも注目しなければならない。日本では、税徴収と社会保障給付をおこなうことで、不平等度の指標である相対的貧困率が上昇する場合もある。この傾向は、10歳未満の子供、20代の若者に顕著である(図2参照)。その原因として、従来の社会保障が正社員と専業主婦の家計を想定して設計されてい

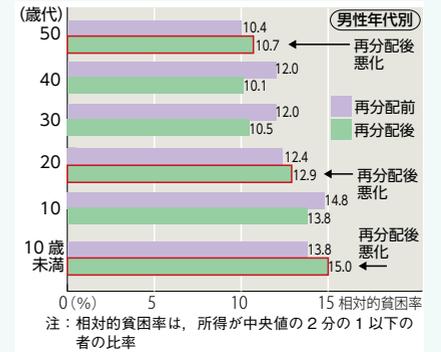


図2 日本の相対的貧困率と再分配政策 市場所得(賃金や給与など)と、税徴収や社会保障給付後の可処分所得(再分配所得)の相対的貧困率を比較した。(阿部彩「日本の貧困の実態と貧困政策」、『生活保護の経済分析』阿部他編、東京大学出版会、2008年)

ため、若年のワーキングプアやシングルマザーをサポートする政策が不足していることが、指摘されることもある。

適切な分配を考えるうえでも、税制と社会保障制度の改革が必要とされている。

探究 考えてみよう

- ① 相対的貧困と絶対的貧困について調べ、日本においてどちらの貧困が重要な課題となっているかを考えてみよう。
- ② 格差・貧困問題を緩和するための政策としてはどのようなものが考えられるだろう。生活保護制度、負の所得税、ベーシックインカムについて調べてみよう。
- ③ 収入や財産といった金銭的な不平等以外にも、社会にはさまざまな格差が存在する。非金銭的な不平等・格差にはどのようなものがあるか、話し合ってみよう。

ポスト京都議定書とパリ協定

2015年にCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において地球温暖化対策に向けた新しい枠組みが採択され、パリ協定と名づけられた。これは、条約に加盟している、先進国も発展途上国もふくめた196か国・地域すべてが温暖化対策に取り組むという国際的な枠組みで、それまでの京都議定書に代わるものでもある。



国連の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）（2015年12月、パリ）

京都議定書の大きな意義と課題

国連気候変動枠組条約を締結した国が集まる締約国会議（Conference of the Parties, COP）は、1995年のCOP1から年に一度開かれている。京都議定書は、1997年に開催されたCOP3で採択された取り決めで、先進国に対して二酸化炭素等の削減量を割り当てたものであった。ところが、京都議定書発効に向けたうごきのなかで、当時の二酸化炭素等の最大排出国であったアメリカが離脱したり、削減を義務づけられていなかった中国やインドが、急速に経済的な拡大をすすめたことで排出国の上位になったりするなど、京都議定書の枠組みを全面的に見直す必要性がでてきた。

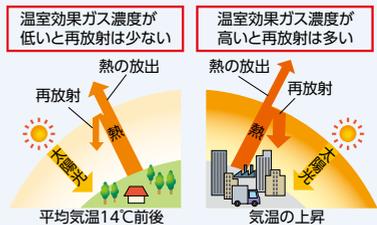
先進国の主張と発展途上国の主張

京都議定書の背景には、すでに経済発展を達成して豊かな生活を送っている先進国の、地球環境の保全を優先し

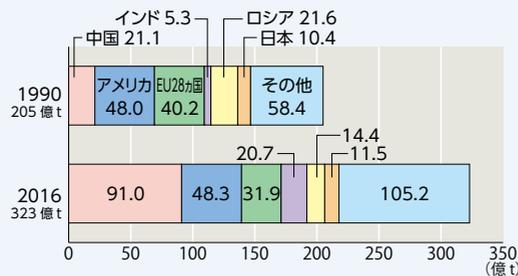
て世界中の国で取り組もうという考え方で、貧困を一刻も早く克服して経済成長を優先して生活水準を引き上げようという発展途上国の主張との対立があった。この両者の考え方の対立から話し合いは難航した。ここには自国と地球の将来に関する課題意識に、大きなずれがあったのである。

パリ協定の意義と課題

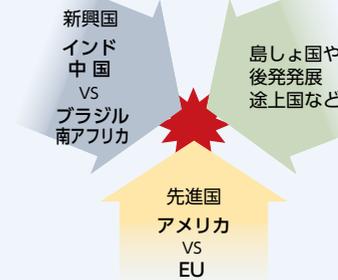
各国の話し合いが難航する一方



温室効果ガスのはたらき 太陽からのエネルギーによって地表は暖められ、その熱は赤外線となって放射される。大気中の温室効果ガス（二酸化炭素など）は放射される熱を吸収し、ふたたび地表に戻している（再放射）。



世界の二酸化炭素（CO₂）排出量 2016年の世界の総排出量は323億tで、1990年にくらべて100億t以上増加している。（『世界国勢図会』2019/20年版）



ポスト京都議定書における対立軸

で温暖化はスピードをゆるめることなくすすんでいく。多くの国の人々が地球温暖化対策にはすべての国が参加するべきであるとの認識を強めていくなかで、2015年のCOP21においてパリ協定が採択された。COP3の京都議定書とCOP21のパリ協定は、地球温暖化対策の大きな曲がり角を示している。パリ協定では、すべての締約国が二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に取り組むための法的な枠組みを定めたこと、参加国は削減目標を立てて、5年ごとに見直しをし、国際連合に報告すること、先進国に発展途上国向けの資金支援を義務づけたことなどが大きな前進として評価されている。

このパリ協定は、2016年に、世界の二酸化炭素等排出量の55%以上を占める55か国以上が批准して発効したが、2017年にはアメリカのトランプ大統領が協定からの離脱を表明した。

現在、私たちは、シェールガスの活用方法、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギー技術のより一層の普及などもふくめて、どのようにして必要なエネルギーをまかなっていくのかという

課題を考えていかななくてはならない。

	京都議定書	パリ協定
目的	大気中の温暖化ガスの濃度を安定化させる	産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることをめざす
対象国	38か国・地域（2013～20年）	196か国・地域
削減目標に対する罰則	達成できない場合には罰則あり	達成義務はない
採択年	1997年	2015年
国別の削減目標	政府間の交渉で決定される	すべての国が策定・報告・見直しの義務がある
日本の削減について	第1約束期間は「1990年比6%削減」。第2約束期間は不参加	2030年までに13年比26%削減

京都議定書とパリ協定

探究 考えてみよう

- ① 世界の温室効果ガスの排出量を調べてみよう。そのうえで先進国と発展途上国はこれまでどのような点で意見が対立していたのかをまとめてみよう。
- ② 京都議定書とパリ協定の内容を比較してみよう。よりよい社会を創り出すために、どのような工夫が盛り込まれているのかを見つけてみよう。
- ③ 未来のエネルギーのあり方について考えてみよう。具体的に、10年後、30年後、50年後のエネルギー供給のあり方を提言してみよう。

先進国としての日本
 日本は明治以降、欧米をモデルとし、先進大国に仲間入りすることが国家目標であった。戦後も経済大国となり、また国連の安保理常任理事国のような政治大国の立場に立つことをめざしてきた。では今も日本のモデルとなるような先進大国があるのであろうか。むしろ、「日本ならでは」と世界から感心される日本の生き方はないのか、考えてみよう。



ビアリッツサミットでのG7首脳（2019年8月25日、フランス）

パワーシフトと新興国との協調
 20世紀末から、日本も米国も欧州も、問題が山積し、成長も停滞し、かつての輝きを失った。世界に占める比重も低下している。

それに代わり、中国、インドなど新興国へのパワーシフトがおきている。これらの国々は、1990年前後に急成長をはじめ、世界の工場となり、中期的には構造的障害に直面するものの、長期的傾向として政治的な発言力を高め、経済への影響力を強めている。これら新興諸国の人口を合わせると世界の半分に達する。

しかし、国際社会の制度は日米欧を中心につくられており、新興国はそのなかに十分に組み込まれたとはいえない。G7サミットなど、日米欧が主導する枠組みは、政策の実効性がなく、無力化することが多くなった。新興国との協調の

是非が実効性の鍵になる。そのため、ようやく近年、新興国が半数を占めるG20が重視されるようになった。また、アジア・太平洋地域においても、東南アジア諸国連合(ASEAN)と中国などの新興国に日本、オーストラリアなど先進国をくわえて協調する枠組みづくりが必要になっている。

先進国と新興国の立場・主張は対立することも多い。そのなかで日本の役割は、台頭する新興国に対抗するよりも、先進国と新興国の双方をふくむ枠組みをつくり、両者の協調を橋渡しすることである。

軍縮

日本は、第二次世界大戦の反省と被爆の体験から、戦後は憲法に平和主義を掲げてきた。冷戦終結後、大国間で戦争が生じる可能性が低下し、軍縮の条件が生まれている。被爆者の訴えは、世

界の心ある政治家・市民に感銘をあたえてきた。そこで日本は、米国、ロシア、中国などの核保有国に対し、核軍縮を推進するよう求め、また精密で殺傷力の大きなハイテク通常兵器の開発を自制するよう求めるべきである。

また、核技術はもはやハイテクではなくなり、パキスタン、北朝鮮などが核兵器を保有する核拡散がすすんでいる。これらの諸国が軍縮に向かうように、外交的に働きかける必要もある。

途上国で市民や子どもを無差別に死傷させる対人地雷の廃絶への関心が、国境をこえた市民運動に結晶し、対人地雷全面禁止条約として成果をあげた。このように軍縮には、他国の政府や市民と国境をこえて連帯するための意識変革が不可欠である。軍縮を、政府の次元と市民の次元のはたらきを連動させて進める役割が日本の政府と国民に求められている。

地球規模の課題と地球市民

人類にとって脅威は戦争だけではない。環境汚染、感染症、資源枯渇、世界同時不況などが、国境をこえて地球を脅かしている。こうした地球的な脅威に対して、国家を守るという発想にもとづく従来の安全保障観では、人々を守れない。そのため、この地球に住む人間一人ひとりの生命と安全を守る「人間の安全保障」という考え方も誕生した。

地球的課題の対策には、国家・政府だけでなく、国際組織、企業、自治体、NGOが役割を果たす。そして、私たち



空港の検疫カウンター前に設置されたサーモグラフィー。グローバル化がすすみ、感染症などを国境で阻止することはむずかしくなっている。（成田空港）

市民が意見を述べ行動することが重要になっている。日本国憲法は「われわれは…国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ」と述べた。私たちは、日本の国民であるだけでなく、かけがえない地球を共有する地球市民でもある。地球のために何をなすべきかを考え、言葉を発し、行動することが、「国際社会において名誉ある地位」を築く。そういう21世紀に私たちは生きている。

探究 考えてみよう

- ① テロとのたたかいが指摘される今日、日本外交はテロリストにどう対応すべきか考えてみよう。
- ② 国際協調をとらない国家に対して日本外交はどう対応すべきか考えてみよう。

日本国憲法

『**公布** 1946(昭和21)年11月3日』『**施行** 1947(昭和22)年5月3日』

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第1章 天皇

第1条【**天皇の地位・国民主権**】天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条【**皇位の継承**】皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条【**天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認**】天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条【**天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任**】

① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条【**摂政**】皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条【**天皇の任命権**】① 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条【**天皇の国事行為**】天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 国会を召集すること。
- 衆議院を解散すること。
- 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 栄典を授与すること。
- 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 外国の大使及び公使を接受すること。
- 儀式を行ふこと。

第8条【**皇室の財産授受**】皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第2章 戦争の放棄

第9条【**戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認**】① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条【**国民の要件**】日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条【**基本的人権の享有**】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条【**自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止**】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条【**個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉**】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【**法の下の平等、貴族の禁止、栄典**】

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条【**公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障**】① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条【**請願権**】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条【**国及び公共団体の賠償責任**】何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第18条【**奴隷的拘束及び苦役からの自由**】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条【**思想及び良心の自由**】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条【**信教の自由**】① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条【**集会・結社・表現の自由、通信の秘密**】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条【**居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由**】① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条【**学問の自由**】学問の自由は、これを保障する。

第24条【**家族生活における個人の尊厳と両性の平等**】① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条【**生存権、国の社会的使命**】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条【**教育を受ける権利、教育の義務**】① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条【**勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止**】

① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

に、更に^{こうへい}な地理的分配に特に妥当な考慮を払つて、安全保障理事会の非常任理事国となる他の10の国際連合加盟国を選挙する。

第27条 1 安全保障理事会の各理事国は、1個の投票権を有する。

2 手続事項に関する安全保障理事会の決定は、9理事国の賛成投票によつて行われる。

3 その他のすべての事項に関する安全保障理事会の決定は、常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票によつて行われる。(以下略)

第6章 紛争の平和的解決

第33条 1 いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞^{おそれ}のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域の機関又は地域の^{とりかめ}取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第39条 安全保障理事会は、平和に対する^{きようゐ}脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従つていかなる措置をとるかを決定する。

第41条 安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。(以下略)

第42条 安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第43条 1 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請^{もとづ}に基づき且つ又は二以上の特別協定に従つて、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。(2、3略)

第51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事

会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。(以下略)

世界人権宣言(抜き書き)

〔採択 1948(昭和23)年12月10日〕
〔第3回国連総会〕

第1条 すべての人間は、^{うまれ}生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに^{どうほう}同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 ① すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第5条 ^{なんびと}何人も、^{ごうもん}拷問又は^{ざんげく}残虐な、非人道的な若しくは^も屈辱的な取扱若しくは^は刑罰を受けることはない。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に對しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に對しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第14条 ① すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。(②略)

第15条 ① すべて人は、国籍をもつ権利を有する。(②略)

第16条 ① 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。(②、③略)

第21条 ① すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。(②、③略)

第23条 ① すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。(②~④略)

第25条 ① すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、^{しっぺい}心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。(②略)

欧文略語

ABM条約.....105
AFTA.....196.210
APEC.....106
ARF.....106
ASEAN...98.106.210.244
ASEAN自由貿易地域.....196.210
ASEAN地域フォーラム.....106
ASEM.....106
AU.....98
BHN.....213
BRICS.....161.209
BWC.....110
CFE条約.....101.110
CI.....187
CIS.....101
COMECON.....101
CSCF.....101
CSR.....129.184
CTBT.....105.109
CWC.....110
DAC.....212
EC.....206
ECB.....146.206
EEC.....206
ECSC.....206
EETZ.....7.90
EFTA.....206
EPA.....61.205
EPR.....184
EU.....20.89.98.206
EURATOM.....206
EU憲法.....206
FRB.....146
FRS.....146
FTA.....205
G20.....149.244
G5.....159
G7.....244
GATT.....195
GATT11条国.....196
GATT第24条.....205
GDE.....131
GDI.....131
GDP.....130
GDPの三面.....131
GHQ.....28
GNH.....132
GNI.....131
GNP.....131
HDI.....132
IBRD.....195
ICBL.....107
ICC.....58.90
ICJ.....90.94
IDA.....212
IFC.....212
ILO.....92.163
IMF.....195.199.201
IMF 8条国.....196
IMF.GATT体制.....195
INF全廃条約.....100.110
ISIL.....104
ISO.....184
ISO14000s.....184
IT革命.....162.207
LDC.....212
LGBT.....51
MERCOSUR.....98
NAFTA.....196.207
NATO.....99.100

NDP.....131
NEET.....170
NGO.....8.59.89.98.107.220.245
NI.....131
NIEO樹立に関する宣言.....212
NIEs.....181
NNI.....131
NNP.....131
NNW.....132
NPO.....86
NPO法.....86
NPO法人.....129
NPT.....109
OAPEC.....158
ODA.....112.213.219.240
ODA大綱.....213
OECD.....196.212
OPCW.....111
OPEC.....158.212
OSCE.....101
PIF.....98
PKF.....95
PKO等協力法.....38.114
PLO.....103
PL法.....187
PPP.....184
PTBT.....109
RTA.....196
SALT I.....110
SDR.....201
SNA.....130
START I.....110
START II.....110
TPP.....190.196.205
UN.....93
UNCTAD.....94.212
UNDP.....96
UNEP.....94.215
UNESCO.....94
UNHCR.....62.94
UNICEF.....96
WHO.....94
WTO[貿易].....196

あ

アイヌ文化振興法.....51
アイヌ民族支援法.....51
アウン=サン=スーチー.....106
アカウンタビリティ.....79
赤字国債.....154.158
悪質商法.....185
アクセス権.....57
悪徳商法.....185
旭川学力テスト判決.....53
朝日訴訟.....52
アジアNIEs.....210
アジア欧州会合.....106
アジア太平洋経済協力.....106
アジア太平洋戦争.....27
アジア通貨危機.....149.203
足尾銅山鉱毒事件.....182
足利事件.....48
アダム=スミス.....16.139.140
新しい人権.....43.55
あっせん.....168
圧力団体.....81
アバルト=ヘイト.....102
アフリカ連合.....98
アペノミクス.....162

天降り.....78
アムステルダム条約.....206
アムステルダム宣言.....59
アメリカ独立宣言.....14
アラブ革命(アラブの春).....25
アラブ石油輸出国機構.....158
アリストテレス.....6
アル=カーイダ.....104
安全保障理事会.....93.94
安定.....118
安定化政策.....118
[アンネの日記].....18
安保再定義.....38
安保反対闘争.....36
安楽死.....63

い

家永教科書訴訟.....53
育児・介護休業法.....50.172
育児休業制度.....225
育児休業法.....50.172
違憲審査権.....72
違憲法令審査権.....22
違憲立法(法令)審査権.....23
いざなぎ景気.....156
いざなぎみ景気.....161
イスラム過激派組織ISIL.....104
依存財源.....77
一次産品.....211
一事不再理.....46
一国二制度.....209
逸失利益.....50
一般意思(一般意志).....13
一般会計予算.....151
一票の格差.....84
遺伝子組み換え作物.....191
イニシアティブ.....76
委任立法.....78
イノベーション.....134.140
イラク戦争.....39.105
イラク復興支援特別措置法.....39.114
岩戸景気.....156
インクルージョン.....179
インターネット.....85
インフォームド=コンセント.....63
インフレ.....136
インフレーション.....136
インフレーション=ゲット.....138
インフレ目標政策.....138

う

ヴァージニア権利章典.....14
ウィルソン.....92
ウェストファリア講和会議.....88
ウェストファリア体制.....88
失われた20年.....160
[宴のあと]事件.....55
[宇宙船地球号].....107
売りオペ.....147
ウルグアイ=ラウンド.....189.196

え

エドワード=コーク(クック).....14
恵庭事件.....35
エネルギー革命.....157
愛媛玉ぐし料訴訟.....45
エリザベス救済法.....176
エンゲルス.....141
冤罪.....47
円高不況.....159

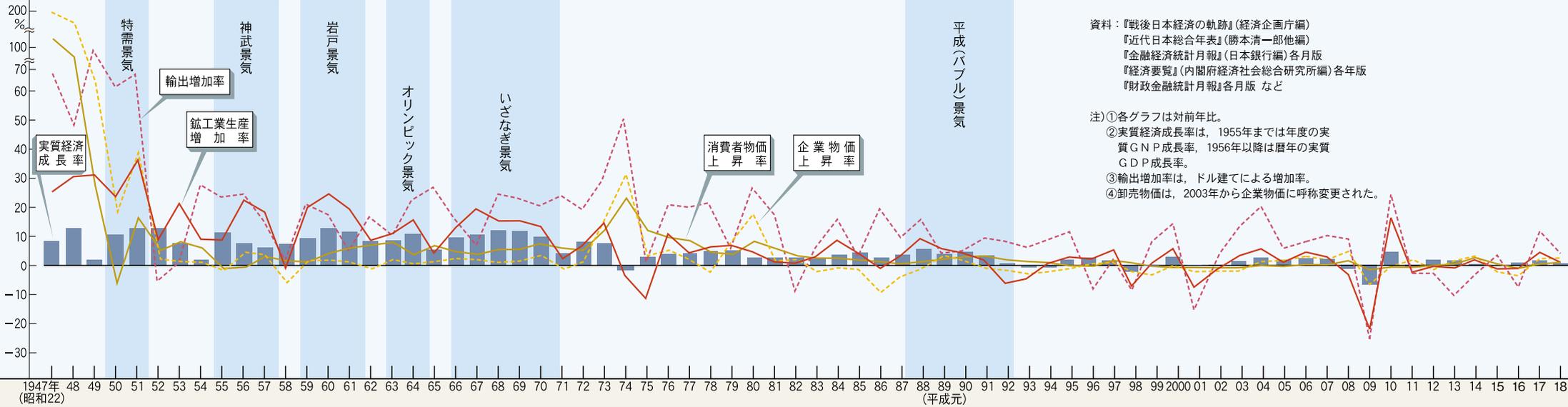
お

オイル=ショック.....158
王権神授説.....12
欧州委員会.....98
欧州議会.....20
欧州共同体.....206
欧州経済共同体.....206
欧州原子力共同体.....206
欧州自由貿易連合.....206
欧州石炭鉄鋼共同体.....206
欧州中央銀行.....206
欧州通常戦力条約.....101.110
欧州連合.....20.89.98.206
欧州連合条約.....206
大きな政府.....121
大阪空港公害訴訟.....57
大津事件.....70
沖縄返還.....35
オスロ合意.....103
汚染者負担の原則.....184
オペレーション.....147
思いやり予算.....36
恩赦.....68
オンブズパーソン制度.....79
オンブズマン制度.....79

か

カーボンオフセット.....184
買いオペ.....147
改革開放政策.....209
貨物準備.....200
外見の立憲主義.....27
外交.....89
外交特権.....89
外国為替.....197
外国為替相場.....197
外国人の人権保障.....60
外国人労働者.....61.169.173
介護保険制度.....179
解散[英].....21
解散[日].....67.68.69
解釈.....11
解釈改憲.....31.34
会社法.....128
改正組織犯罪処罰法.....41
改正労働者派遣法.....170.229
ガイドライン.....36
開発援助委員会.....212
開発協力.....219
開発協力大綱.....213.219.241
開発独裁.....25
回復.....133.134
宇宙経済.....125
外部効果.....125
外部不(負)経済.....125
外務省秘密電文漏洩事件.....56
海洋自由の原則.....90

第二次世界大戦後の政治・経済のあゆみ



資料：『戦後日本経済の軌跡』（経済企画庁編）
『近代日本総合年表』（勝本清一郎他編）
『金融経済統計月報』（日本銀行編）各月版
『経済要覧』（内閣府経済社会総合研究所編）各年版
『財政金融統計月報』各月版 など

注) ①各グラフは対前年比。
②実質経済成長率は、1955年までは年度の実質GNP成長率、1956年以降は暦年の実質GDP成長率。
③輸出増加率は、ドル建てによる増加率。
④卸売物価は、2003年から企業物価に呼称変更された。

年	世界のなかの日本経済	日本の政治	国際政治
1945 (昭和20)	GHQ、財閥解体、農地改革を指令	ポツダム宣言受諾	第二次世界大戦終結
46	労働組合法公布	日本国憲法公布	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
47	労働基準法公布、独占禁止法公布	教育基本法公布、学校教育法公布	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
48	第一次「経済白書」発表	対日平和条約、日米安保条約調印	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
49	独占禁止法改正(制限緩和)	民自党と民主党の連立で自由党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
50	ドル・三六〇円のレート設定	政治的行為に關する人事院規則制定	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
51	日本開発銀行発足	山下三鷹、松村謙三が総理	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
52	ILO加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
53	食糧管理法改正(食糧の統制撤廃)	改進黨発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
54	日米MSA協定調印	改進黨発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
55	アジア極東経済委員会(エカフエ)に加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
56	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
57	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
58	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
59	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
60	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
61	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
62	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
63	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
64	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
65	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
66	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
67	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
68	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
69	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
70	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
71	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
72	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
73	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
74	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
75	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
76	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
77	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
78	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
79	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
80	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
81	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
82	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
83	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
84	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
85	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
86	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
87	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
88	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
89	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
90	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
91	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
92	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
93	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
94	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
95	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
96	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
97	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
98	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
99	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
00	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
01	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
02	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
03	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
04	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
05	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
06	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
07	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
08	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
09	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
10	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
11	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
12	GATT加盟	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
13	経済企画庁発足	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
14	最低賃金法・国民年金法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
15	貿易・為替自由化方針決定	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
16	水質保全法・工場排水規制法公布	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
17	EEC・EURATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
18	EEC・URATOM成立	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明
19 (令和元年)	「経済白書」は「はや戦後ではない」	保守党発足	米、TPP及びパリ協定からの離脱表明